

立川市第7次生涯学習推進計画

令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度

— 素案 —



令和 7 (2025) 年
立川市教育委員会

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 目的	1
第2節 期間	1
第3節 範囲と位置付け	1
第4節 進捗管理	2
第5節 長期総合計画における成果指標	2
第6節 国・東京都の動向	2
1 国の動向	2
2 東京都の動向	3
第2章 立川市の取組と評価	4
第1節 立川市の取組	4
第2節 「生涯学習に関するアンケート」の結果について	4
1 生涯学習の必要性について	4
2 市民の学習ニーズについて	7
3 デジタル化の推進の必要性について	9
4 立川市が今後力を入れるべきことについて	11
第3節 第6次計画の総括	12
1 施策目標Ⅰ いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備 －たちかわ市民交流大学の発展・充実－	12
2 施策目標Ⅱ 市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供 －多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大－	12
3 施策目標Ⅲ 地域人材の育成と学習施設の有効活用 －学びを支える持続可能なしくみの構築－	12
第3章 生涯学習社会の実現に向けて	13
第1節 生涯学習社会の実現に向けて	13
第2節 社会的包摂がもたらす生涯学習への効果	13
第3節 理念としての「学社一体」	14
第4章 施策の体系	15
第5章 共通して取り組む重点項目	16
市民の学びがまちづくりにつながるしくみづくり	16
たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働の学びの推進	17
学習拠点としての地域学習館の機能の強化	18
デジタル化の推進による学びの多様な展開	19
第6章 施策目標・施策の方向・具体化の取組	20
施策目標Ⅰ いつでも、誰でも学べる身近な学習環境の整備	20
施策の方向1 学習機会の充実	20
施策の方向2 連携・協働による学習環境の活性化	24
施策目標Ⅱ 学びの裾野を広げる学習情報・学習施設の活用	27

施策の方向1	学習情報の効果的な発信	27
施策の方向2	学習施設の活用促進	29
施策目標Ⅲ	立川のまちを知り、育てる学びの推進—つながりづくり・地域づくりの学びの推進	32
施策の方向1	地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進	32
施策の方向2	学社一体の推進	34
施策目標Ⅳ	社会教育人材の育成とネットワーク	36
施策の方向1	社会教育人材・団体・組織の育成と支援	36
施策の方向2	職員の専門的力量形成	39
資料編	41
1	立川市生涯学習推進本部設置要綱	42
2	立川市生涯学習推進本部構成	44
3	立川市生涯学習推進審議会条例	46
4	立川市生涯学習推進審議会委員名簿	47
5	策定までの審議経過	48
6	「生涯学習に関するアンケート」結果（抜粋）	50
7	生涯学習推進センターの事務事業	59
8	他課における主な生涯学習関連事業	60
9	生涯学習関連施設	64
10	用語解説	66

第1章 計画の概要

第1節 目的

この計画は、立川市第5次長期総合計画が掲げる未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川～新風を吹き込み 美風を守る～」のもと、「文化・スポーツ」分野での政策目的としている「文化や学び、スポーツの機会を充実させ、まちの魅力を高めること」を目指し、「生涯学習^{*1}社会を実現する」ことを目的としています。

第2節 期間

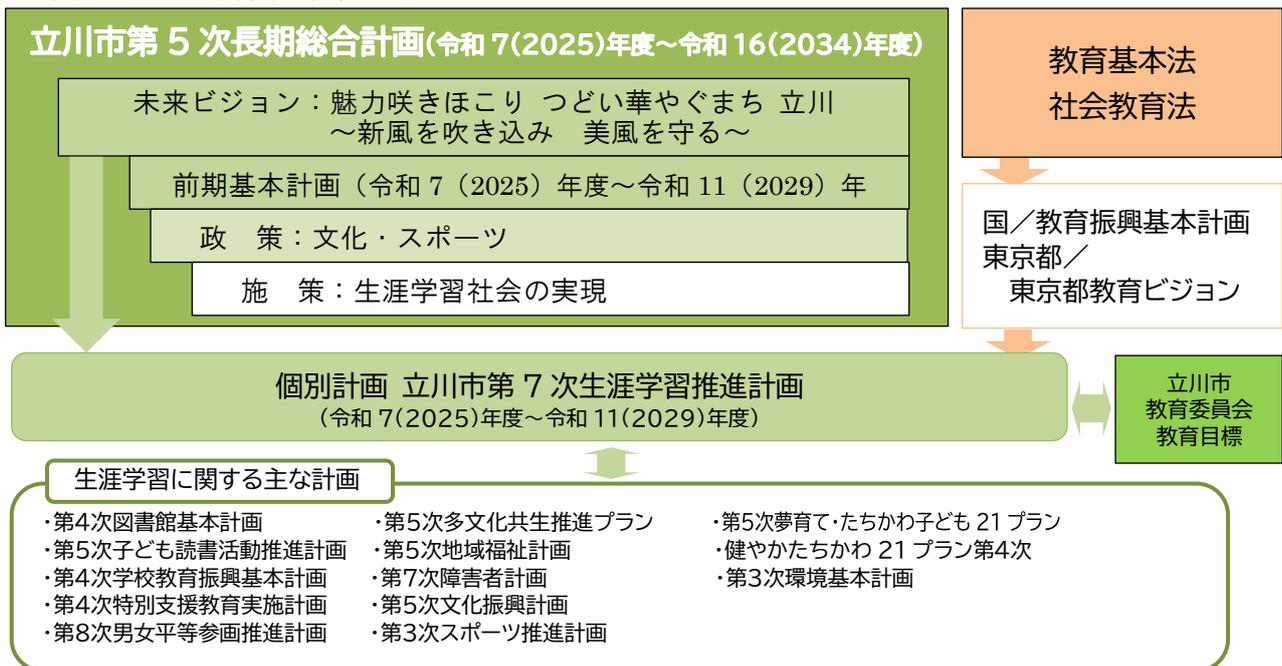
この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。（社会情勢などにより計画の改定を行う必要が生じた場合には、適宜見直しを行います。）

第3節 範囲と位置付け

この計画は、「立川市第5次長期総合計画 前期基本計画」の分野別個別計画として、立川市生涯学習推進審議会^{*2}の答申「立川市における生涯学習の振興方策について（令和7（2025）年1月）」の趣旨を生かして策定するものです。

市民の生涯学習は、子どもから高齢者まで生涯にわたり、あらゆる場面で行われるものです。そのため、この計画の範囲は、横断的な取組として、他の分野別個別計画が進める多岐にわたる生涯学習関連事業が対象となりますが、他の計画に掲げられている事業の進捗管理は、各計画の中で行うこととします。

図 1-1 この計画の位置づけ



第4節 進捗管理

この計画で掲げている事業の進捗については、教育委員会における点検評価に加えて、立川市生涯学習推進審議会における進捗評価を年度ごとに受け、次年度の事業の推進に役立てるものとします。

第5節 長期総合計画における成果指標

上位計画である「立川市第5次長期総合計画 前期基本計画」において、基本事業と成果指標及び目標値を示しています。

図 1-2 長期総合計画における成果指標

基本事業	成果指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
生涯学習施策の推進	月に1回以上学習活動を行っている割合	35.4%	50.0%
市民の自主的な学習活動支援や生涯学習情報の提供	社会教育 ^{*3} 関係団体 ^{*4} 登録者数	1,137 団体	1,137 団体
連携・協働による学習機会の提供	たちかわ市民交流大学 ^{*5} 講座受講者数	63,947 人	63,947 人
学習の場と機会の提供	地域学習館利用者数	227,216 人	273,698 人
文化財の継承	歴史民俗資料館来館者数	5,031 人	5,326 人

第6節 国・東京都の動向

*主として第6次計画期（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）について掲載します。

1 国の動向

国は、令和5（2023）年6月に「第4期教育振興基本計画」（計画期間は令和5（2023）年度から9（2027）年度まで）を閣議決定しました。この計画はコンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング^{*6}の向上」を掲げ、基本的な方針として「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）^{*7}の推進 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を示しています。

これを踏まえ、第12期中央教育審議会^{*8}生涯学習分科会では「社会人のリカレント教育^{*9}」「障害者の生涯学習」「外国人の日本語の学習」「社会教育人材」について重点的に議論が行われ、令和6（2024）年6月に「議論の整理～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける

生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～」がまとめられました。同月、文部科学大臣が中央教育審議会に「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」を諮問し、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策や地域学校協働活動*10を含む社会教育活動の推進方策等について審議されることとなっています。

社会教育人材については、「社会教育主事*11 講習等規程の一部を改正する省令」が令和2年4月から施行され、「社会教育士*12」制度が始まりました。社会教育士はファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力などの専門性を活かし、地域課題の解決など住民の学びを多様な主体と連携しながら支援するものとして地方公共団体や企業、NPO、学校等で広く活躍することが期待されています。

2 東京都の動向

東京都知事は、令和3（2021）年3月、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を目指すとして「東京都教育施策大綱」を定めました。

東京都教育委員会は、この大綱と基本的な方針を共有し、国の第4期教育振興基本計画を参酌して、令和6（2024）年3月、施策展開の基本的な方針として「東京都教育ビジョン（第5次）」（計画期間は令和6（2024）年度から10（2028）年度まで）を策定しました。その中の基本的な方針のひとつとして「家庭・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進」がうたわれ、5か年の施策展開の方向性として「学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進」「地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進」が示されています。

第2章 立川市の取組と評価

第1節 立川市の取組

立川市は平成4（1992）年の第1次生涯学習推進計画策定から現在にいたるまで、「生涯学習社会の実現」を基本的な目標に掲げ、様々な取組を行ってきました。

図 2-1 立川市生涯学習推進計画 計画期ごとの主な取組

計画期	年度	主な取組
第1次	H 4 (1992)～H11(1999)	・生涯学習情報コーナーの開設 ・立川市生涯学習指導協力者(生涯学習市民リーダー)*13 登録制度開始
第2次	H12(2000)～H16(2004)	・生涯学習センター構想、市民大学構想の検討を開始
第3次	H17(2005)～H21(2009)	・生涯学習推進センターの設置 ・たちかわ市民交流大学の開設 ・公民館の地域学習館への転用 ・施設予約システム*14の導入
第4次	H22(2010)～H26(2014)	・地域学習館運営協議会*15の設置 ・柴崎学習館の建替工事終了（第一小学校と合築）
第5次	H27(2015)～H31(2019)	・生涯学習推進審議会委員が社会教育委員を兼務 ・「学社一体*16」を提唱し、学校と地域の連携・協働 の取組を開始 ・「立川市民科」の取組を開始
第6次	R 2 (2020)～R 6 (2024)	・砂川学習館の建替工事開始 ・錦学習館及び西砂学習館の中規模改修工事 ・地域学習館・学習等供用施設へのWi-Fiの設置 ・講座予約の電子申請の開始

第2節 「生涯学習に関するアンケート」の結果について

令和5（2023）年10月に実施したアンケートにより、次のような傾向が明らかになりました。（その他のアンケート集計結果は巻末資料をご参照ください。）

*nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示しています。

特に数字を示していない場合は、nは有効回答数です（(R5)n=581, (H30)n=629）

1 生涯学習の必要性について

「日頃から生涯学習の必要性を感じていますか」という問いに対して、「強く感じている」または「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合は77.60%で、前回調査時（平成30（2018）年度。以下「前回」とします。）の77.27%と同程度となっています。

「この1年くらいの間に、何らかの生涯学習をした」と回答した人は77.18%（前回75.82%）、「していない」は22.82%（前回24.18%）で、わずかに生涯学習をした方の割合が増えています。

「この1年間、生涯学習をしたことがない」と回答した人を対象に「その理由が解消されたとき、学んでみたい分野は何ですか」という問いに対して、何らかの生涯学習をしてみたいと回答した人は82.12%（前回73.38%）、「生涯学習をしたくない」と思わないや「わからない、特にない」を選択した人は17.88%（前回26.62%）となっています。

「この1年間、生涯学習をしたことがない」と回答した人を対象にその理由を尋ねたところ、今回調査で追加した「きっかけがつかめない」が47.66%で最も高く、次いで「仕事が忙しくて時間がない」が42.97%（前回44.68%）でした。また、「家事・育児・介護が忙しくて時間がない」が27.34%と介護の選択肢がなかった前回の20.57%から6.77%増加しています。その他に「一緒に学習や活動をする仲間がいない」が前回の9.93%から4.13%増加した14.06%、「身近なところに施設や場所がない」が前回の17.73%から6.01%減少した11.72%となっており、前回との違いが表れています。

図2-2 生涯学習の必要性

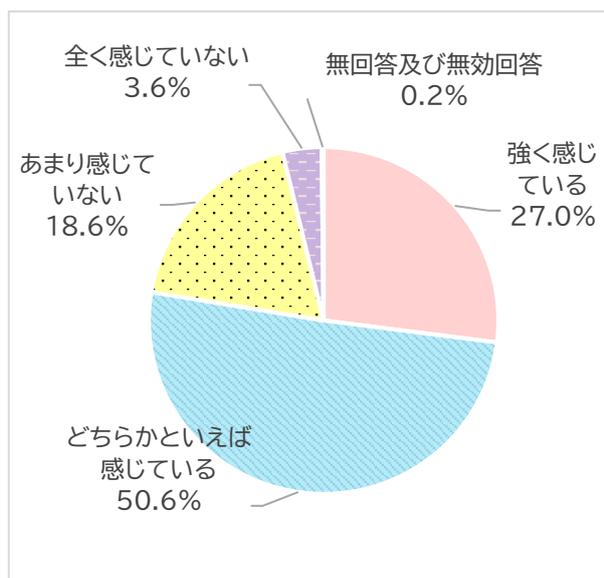


図2-3 この1年くらいの間に「何らかの生涯学習をした」人の割合

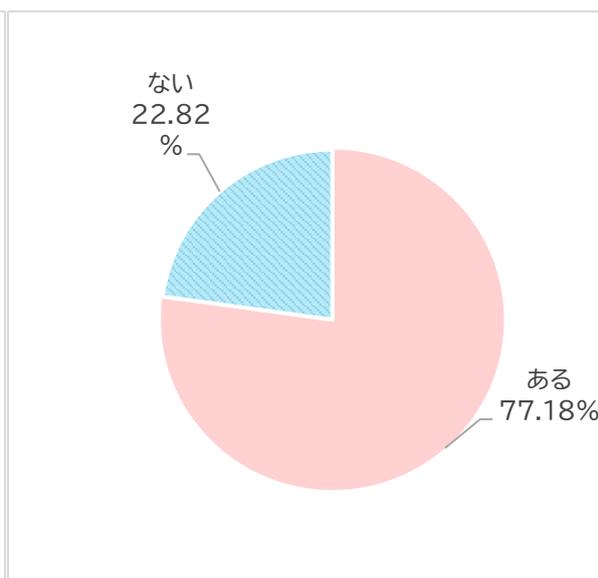


図 2-4 「この1年間、生涯学習をしたことがない」人のうち、今後学んでみたい生涯学習分野がある人の割合

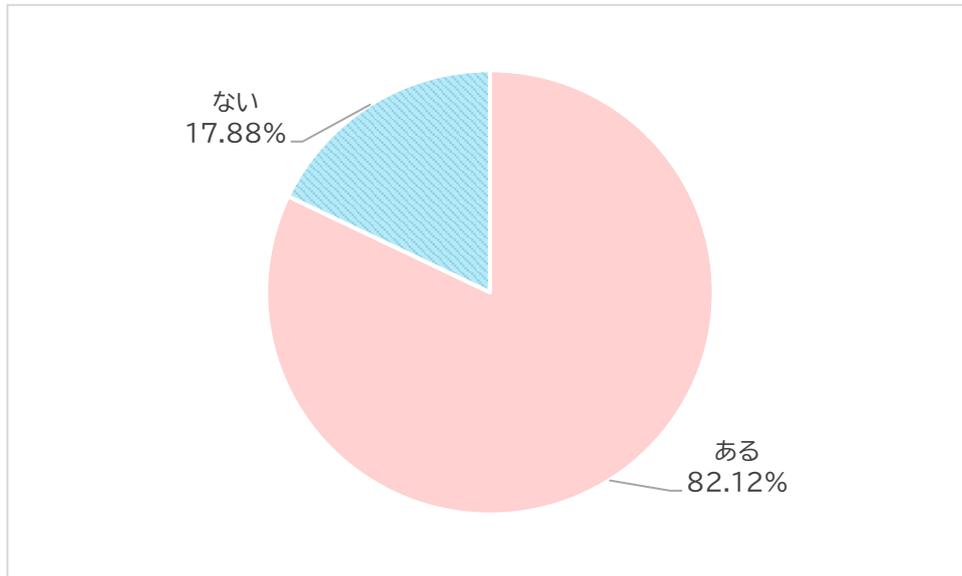
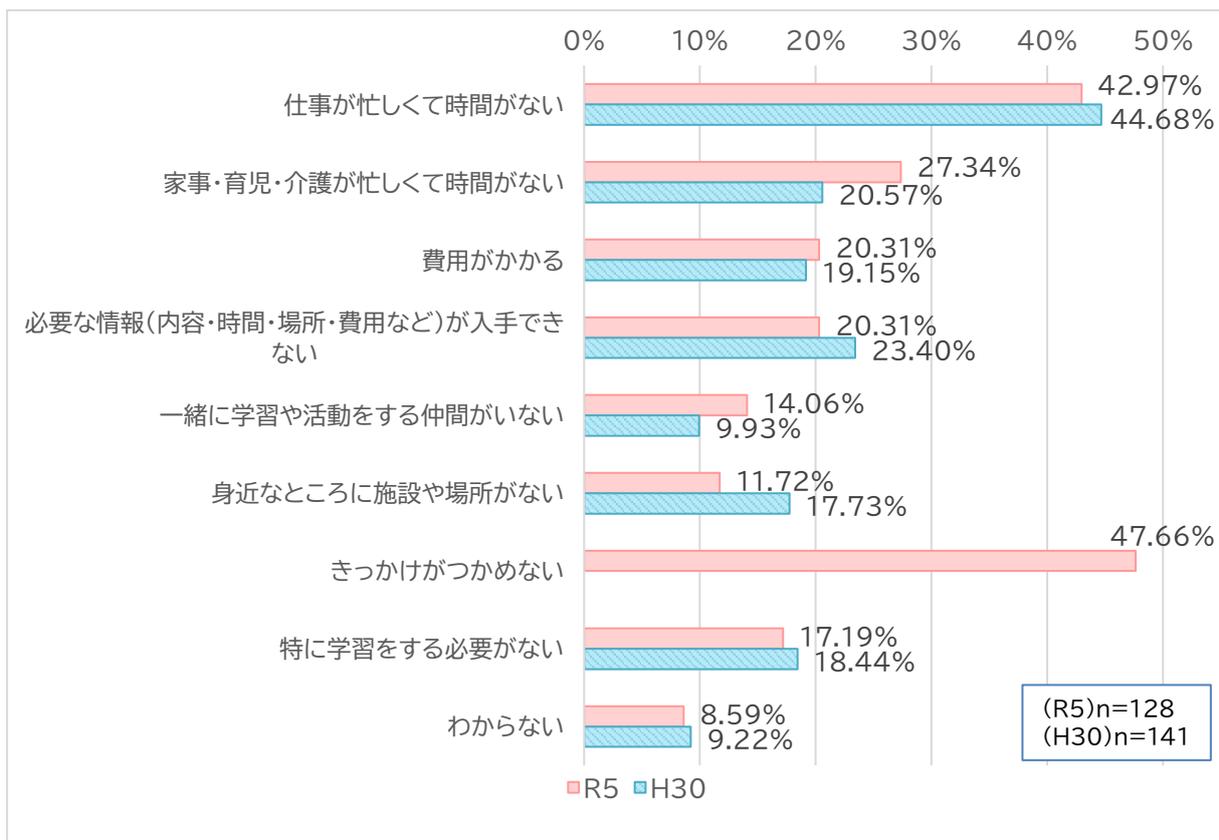


図 2-5 生涯学習をしていない理由（複数回答）

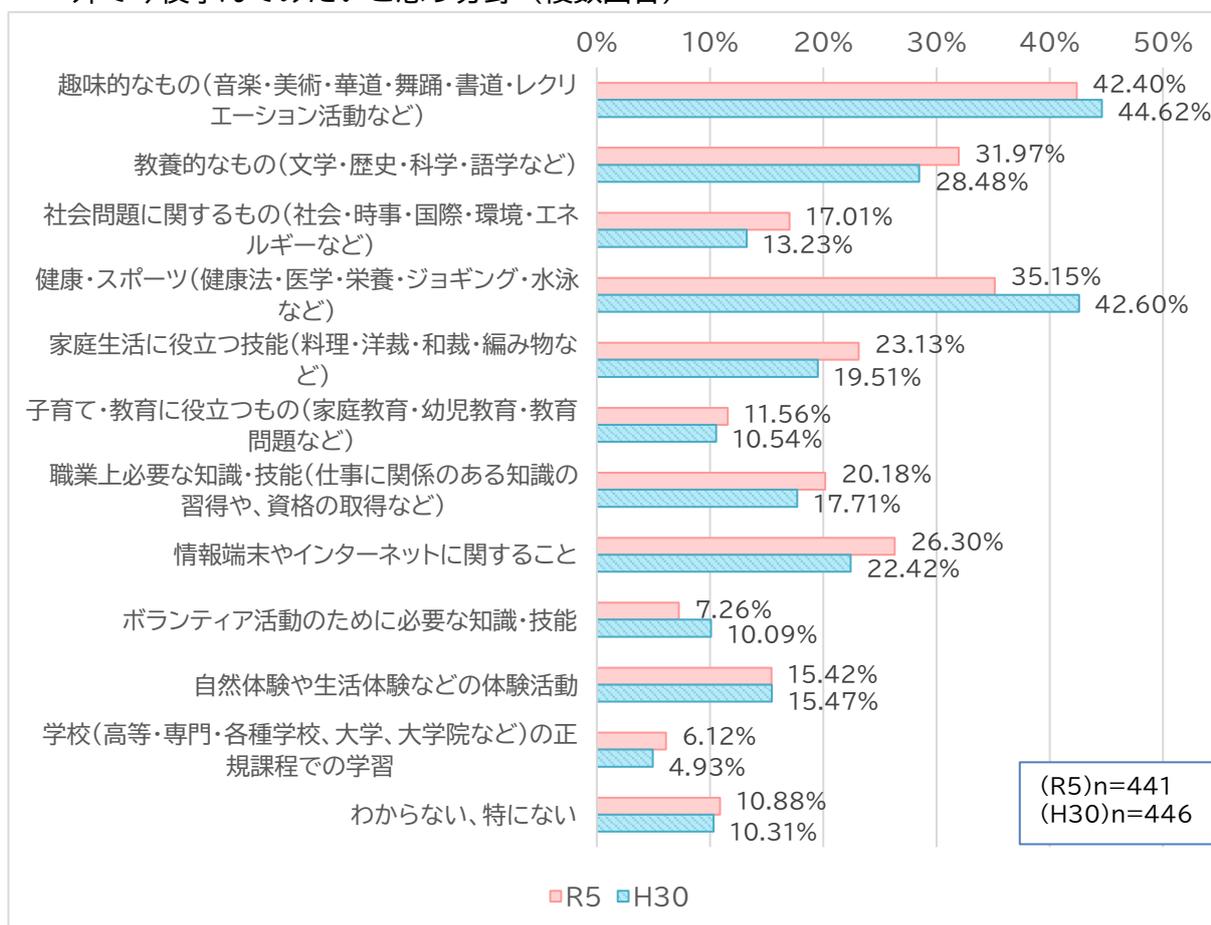


2 市民の学習ニーズについて

「この1年くらいの間に何らかの生涯学習をした」と回答した方と「この1年間、生涯学習をしたことがない」と回答した方共に、学んでみたい分野は「趣味的なもの」が最も多く、次いで「健康・スポーツ」でした。また、この1年くらいの間に何らかの生涯学習を「した方」と「したことがない方」共に前回より増加しているのは「家庭生活に役立つもの」、「職業上必要な知識・技能」、「情報端末やインターネットに関すること」の3項目でした。

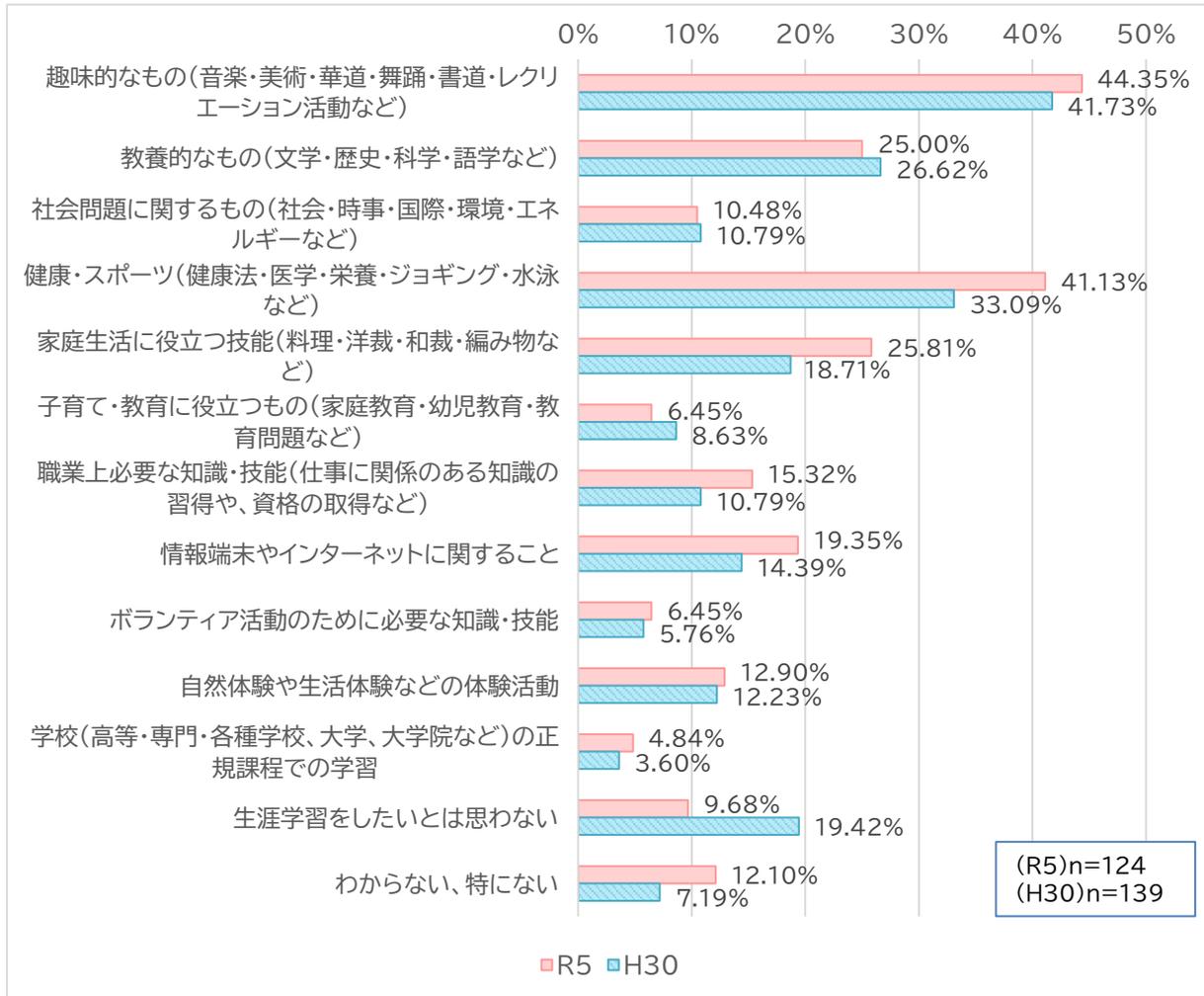
「この1年間、生涯学習をしたことがない」と回答した方のうち、「生涯学習をしたいとは思わない」と回答した人が9.68%と、前回の19.42%から大幅に減少しています。

図2-6 「この1年くらいの間に何らかの生涯学習をした」方が、現在学習しているもの以外で今後学んでみたいと思う分野（複数回答）



* 選択肢「情報端末やインターネットに関すること」のアンケート時の表記：情報端末（パソコン、スマートフォン、タブレット端末など）やインターネットに関すること（LINE（ライン）やYouTube（ユーチューブ）などのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の使い方、ホームページの使い方など）。以下同様とします。

図 2-7 「この1年間、生涯学習をしたことがない」方が、生涯学習をしていない理由が解消されたときに学んでみたいと思う分野（複数回答）



3 デジタル化の推進の必要性について

この1年くらいの間は何らかの生涯学習をした方にどのような場所や形態で行ったかの問いに対して、「インターネット」と回答した方が50.0%となっており、前回の29.42%から20.58%増加しています。

便利だと思える情報収集と年代別分析では、「立川市ホームページ」や立川市が発行する広報紙等の紙媒体は全年代に需要がありますが、「情報端末やインターネット」、「LINE（ライン）やYouTube（ユーチューブ）などのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）」は年齢層が下がるにつれて割合が増していく傾向にあります。

また、「オンデマンドやオンラインによる市主催の講座に対する参加意向と年代別分析」では、講座に「参加してみたいが、オンデマンドやオンライン学習をできる環境がない」を選択する方が、年齢層が上がるにつれて多くなり、80歳以上では27.03%となっており、オンライン講座等に参加するための取組も求められています。

図2-8 「この1年くらいの間は何らかの生涯学習をした」方が、どのような場所や形態で生涯学習をしたか（複数回答）

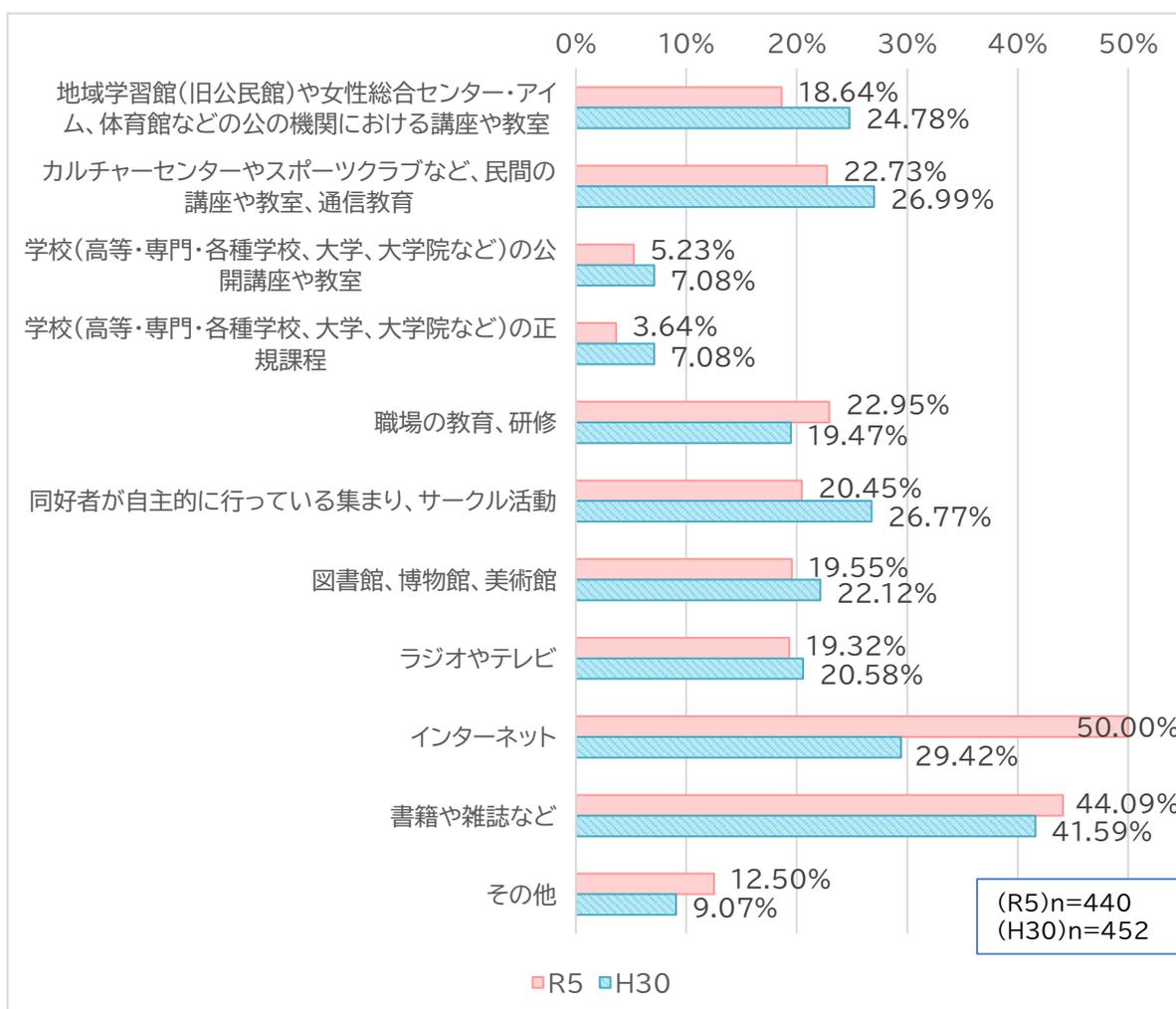
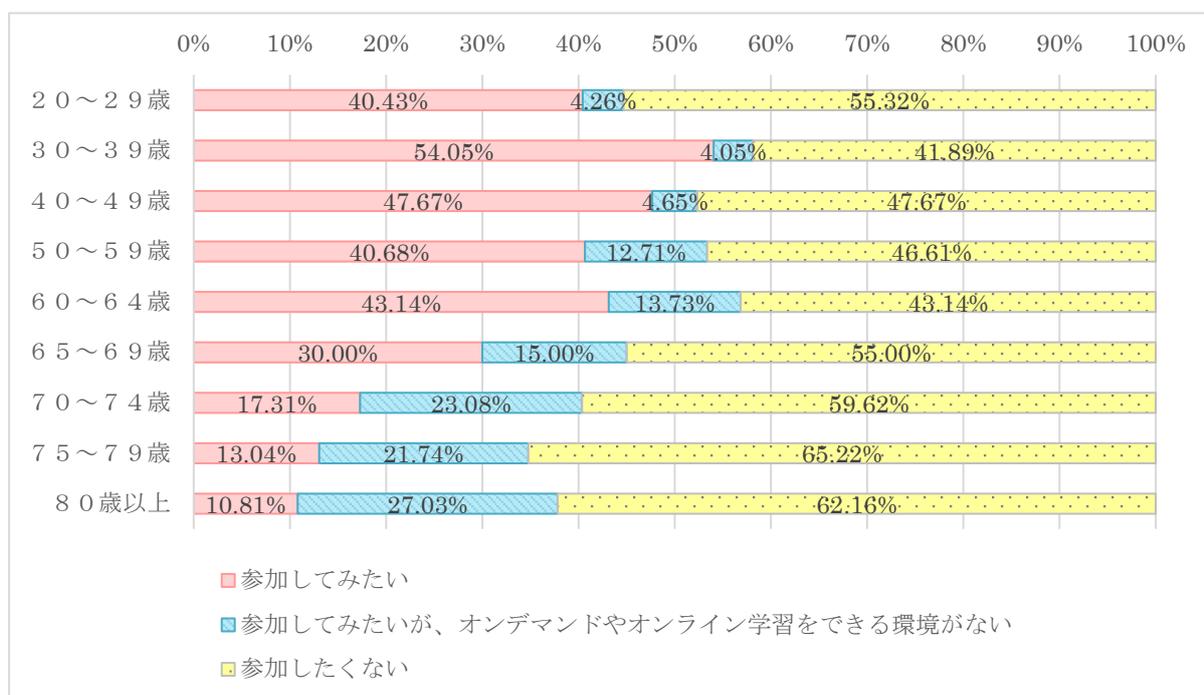


図 2-9 便利だと思う情報収集の方法と年代別分析

令和5年度 年代別(単位:%) ([年齢]のうち[選択肢]と回答した人の割合)		年齢								
		20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-
選択肢	立川市ホームページ	11.20	8.86	17.25	14.04	14.08	14.41	12.61	11.20	7.55
	立川市が発行する生涯学習情報誌『きらり・たちかわ』	4.00	8.86	7.06	7.16	13.38	10.17	15.13	14.40	14.15
	立川市が発行する広報・チラシ・ポスター	10.40	15.61	18.43	17.77	18.31	16.95	24.37	26.40	28.30
	公共施設に設置された学習相談窓口(地域学習館窓口、生涯学習情報コーナーなど)	2.40	2.53	2.35	4.87	2.11	2.54	3.36	6.40	5.66
	新聞、雑誌	4.80	2.11	1.57	4.30	1.41	5.08	4.20	8.80	11.32
	ラジオやテレビ	4.80	2.11	1.57	4.30	1.41	5.08	9.24	3.20	7.55
	家族や友人、知人からの口伝え	8.00	5.06	4.71	5.44	4.93	5.93	5.04	3.20	6.60
	サークル、クラブ、同好会などの集まり	1.60	2.53	2.75	2.29	3.52	3.39	1.68	5.60	8.49
	学校や職場からの推薦(機関紙、掲示板、パンフレット等を含む)	4.80	5.06	5.10	2.29	1.41	2.54	0.84	0.80	0.00
	民間会社が発行する専門情報紙(誌)	0.80	3.80	3.14	1.72	0.70	2.54	0.84	1.60	0.00
	情報端末やインターネット	22.40	17.72	16.47	13.75	16.90	14.41	7.56	4.00	3.77
	LINE や YouTube などの SNS	20.00	18.57	16.47	11.75	12.68	9.32	7.56	4.80	0.00
	特に情報は必要ない	0.80	1.27	0.00	1.43	0.00	1.69	2.52	1.60	1.89
わからない、特にない	0.80	0.84	0.00	1.72	2.11	0.85	0.84	4.00	1.89	

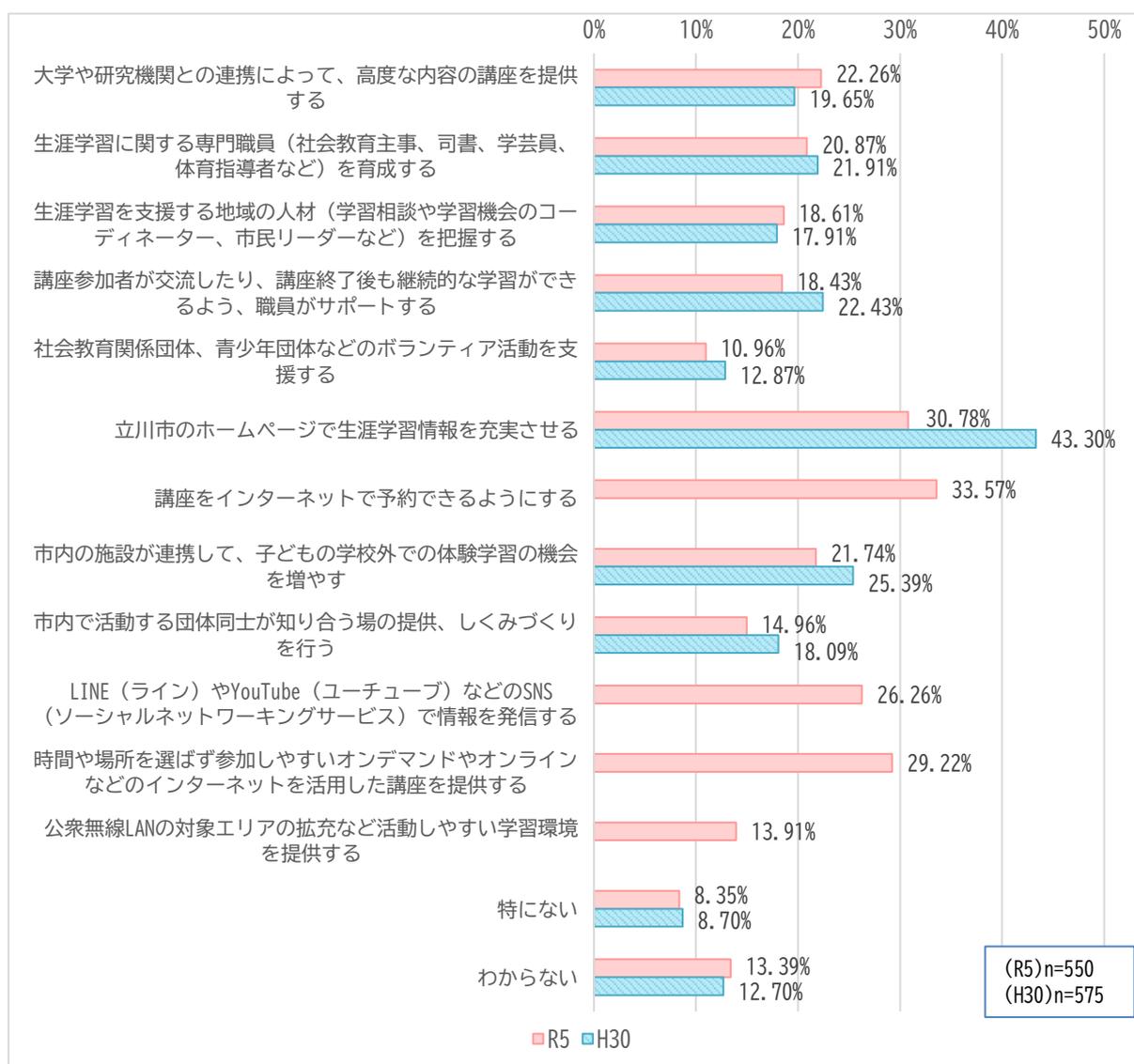
図 2-10 オンデマンドやオンラインによる市主催の講座に対する参加意向と年代別分析



4 立川市が今後力を入れるべきことについて

人々の学習活動をより盛んにしていくために、市がどのようなことに力を入れるべきだと思うかという設問では、講座に関するものと情報発信に関するものが上位を占めています。「講座をインターネットで予約できるようにする」が33.57%、「立川市のホームページで生涯学習情報を充実させる」が30.78%、「時間や場所を選ばず参加しやすいオンデマンドやオンラインなどのインターネットを活用した講座を提供する」が29.22%、「LINE（ライン）やYouTube（ユーチューブ）などのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）で情報を発信する」が26.26%の順で高くなっています。前回にはない選択肢が多く選択される結果となっています。

図 2-11 立川市が今後力を入れるべきこと（複数回答）



第3節 第6次計画の総括

第6次計画期の取組状況については、立川市生涯学習推進審議会において年度ごとの進捗評価が行われ、成果と課題・今後の方向性を確認しながら、それぞれの取組が行われています。

1 施策目標Ⅰ いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備 －たちかわ市民交流大学の発展・充実－

市民ニーズにこたえる事業の推進、すべての人が学べる機会の提供、交流の場や機会の提供、地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進、市民と共につくる学びの場づくり、各種団体・組織などと連携した学習機会の創出についての取組はおおむね順調に進んでおり、たちかわ市民交流大学市民推進委員会と協働して行う市民企画講座や、地域学習館・学習等供用施設での講座・イベント、市内の高等教育機関等と連携した講座など、多様な取組を行いました。コロナ禍を経て新たな取組として実施したオンラインの活用については、引き続き力を入れて取り組むべきですが、デジタル・デバイド^{*17}の解消に向けた取組や配慮が必要です。

2 施策目標Ⅱ 市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供 －多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大－

様々な媒体の活用による広報については情報誌「きらり・たちかわ」の発行など順調に進んでおり、生涯学習推進議会からも高く評価されています。学びの裾野を広げる情報発信についても SNS やオンライン等のさらなる活用など課題はあるもののおおむね順調に進んでいますが、学習相談体制の充実については、生涯学習推進コーナーのあり方や地域学習館での相談体制など課題が多く残っています。

3 施策目標Ⅲ 地域人材の育成と学習施設の有効活用 －学びを支える持続可能なしくみの構築－

学びにかかわる市民や組織との協働、地域を担う将来世代を育むしくみづくり、「立川市民科」の推進についてはおおむね順調に進んでいますが、コーディネーターとしての職員の養成、研修体制の強化については、学習館職員の組織的な力量育成に課題があります。学習施設の充実と利便性の向上、施設の維持管理については、地域学習館へのWi-Fi設置や施設の改修などおおむね順調に進んでいますが、公平で柔軟な施設利用の推進については、使用料のキャッシュレス化などの課題があります。

第3章 生涯学習社会の実現に向けて

第1節 生涯学習社会の実現に向けて

本市では、生涯学習社会の実現に向けて、平成4（1992）年度に第1次生涯学習推進計画を策定して以来、令和2（2020）年度に策定された第6次計画まで、時代の変化や市民のニーズ、地域の実情に応じて生涯学習・社会教育を推進してきました。第5次計画では、後述する「学社融合」という生涯学習の本旨を意識して取り組み、第6次計画では、これまでの理念を継承し「学社融合」という生涯学習の本旨をさらに発展させ「学社一体」の理念を掲げるとともに、引き続き「市民の共学・協働^{*18}に育まれたまちづくり」を進めることで「生涯学習社会の実現」に向け取り組んできました。

教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と示されています。また、社会教育法第3条では、「国及び地方公共団体は（中略）、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」とも示されており、これらの趣旨を踏まえ、第7次の計画においても市として、市民のニーズ、市の実情に応じて生涯学習を推進する施策を展開する必要があります。

また、立川市が行った「生涯学習に関するアンケート」（令和5（2023）年10月実施）では、前回調査時（平成30（2018）年）と比較して、実際に行った活動内容について「インターネット」を使用した学習が20%近く増加していることや、「立川市が今後力を入れるべきこと」についても、「ホームページの充実」、「講座のインターネット予約」、「オンライン等のインターネットを活用した講座の提供」、「SNSで情報を発信する」などが上位の結果となっています。これらの結果及び第6次計画の成果と課題、状況の変化を踏まえ、施策を展開する必要があります。

これに加え、生涯学習・社会教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。国や東京都は、これまでの生涯学習・社会教育のあり方を見直し、様々な改革に取り組んでいます。

以上のようにこのような環境変化の中にあっても、生涯学習・社会教育の重要性は変わらないとの認識から、第7次計画では、持続可能な生涯学習社会の実現を目指し、本市が果たすべき生涯学習活動の推進方策を示します。

第2節 社会的包摂^{*19}がもたらす生涯学習への効果

国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、社会的包摂を1つの特徴とし、誰一人取り残さずに持続可能な社会を実現することを掲げています。

多くの自治体では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けて、障害者や困難を抱える家庭、引きこもり、外国人の支援などに取り組んでいます。

このような取組を支える上では、「生涯学習や社会教育」の役割は大きく、全ての人々の学習機会を保障する方向で進んでいます。

本市では、生涯学習や社会教育の立場から、様々な市民参加の拡大や交流の場の提供、市民のニーズに対応した講座の実施、多様な媒体の活用による情報提供などを行っており、市民の自己実現や地域課題の解決、ウェルビーイングにつながるなどの効果がみられています。

また、デジタル技術の進展と応用範囲の広がりを見張るものがあり、特にコロナ禍以降「デジタル化への対応」は身近な地域課題のひとつになっています。特に学習機会を逸してきた人々に対して、デジタル化によって時間・空間などのバリアフリー化や、学びを通じた仲間づくりへの活用なども期待できます。様々な面から、これまでになかった取組が求められます。一方で、デジタル化によって取り残される人を出さない取組も引き続き必要です。



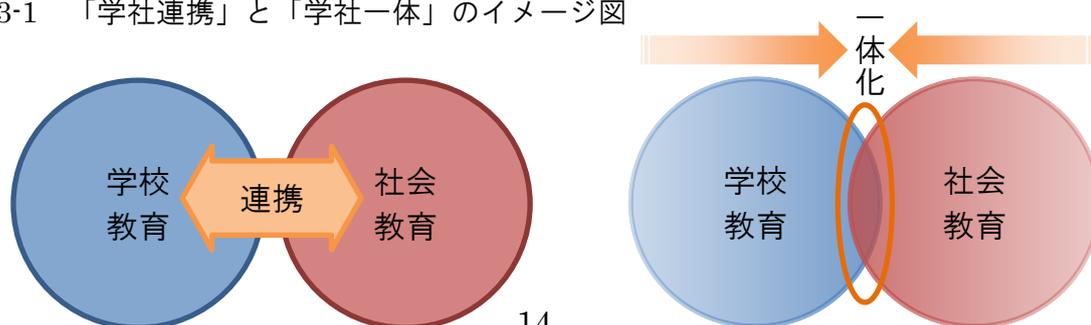
第3節 理念としての「学社一体」

平成8（1996）年4月、当時の文部省生涯学習審議会が、文部大臣への答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」の中で、「学社融合」という概念を提唱しました。「学社融合」は「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、従来の『学社連携』の最も進んだ形態（答申より引用）」というもので、本市においても「学社融合」を意識して取り組んでまいりました。

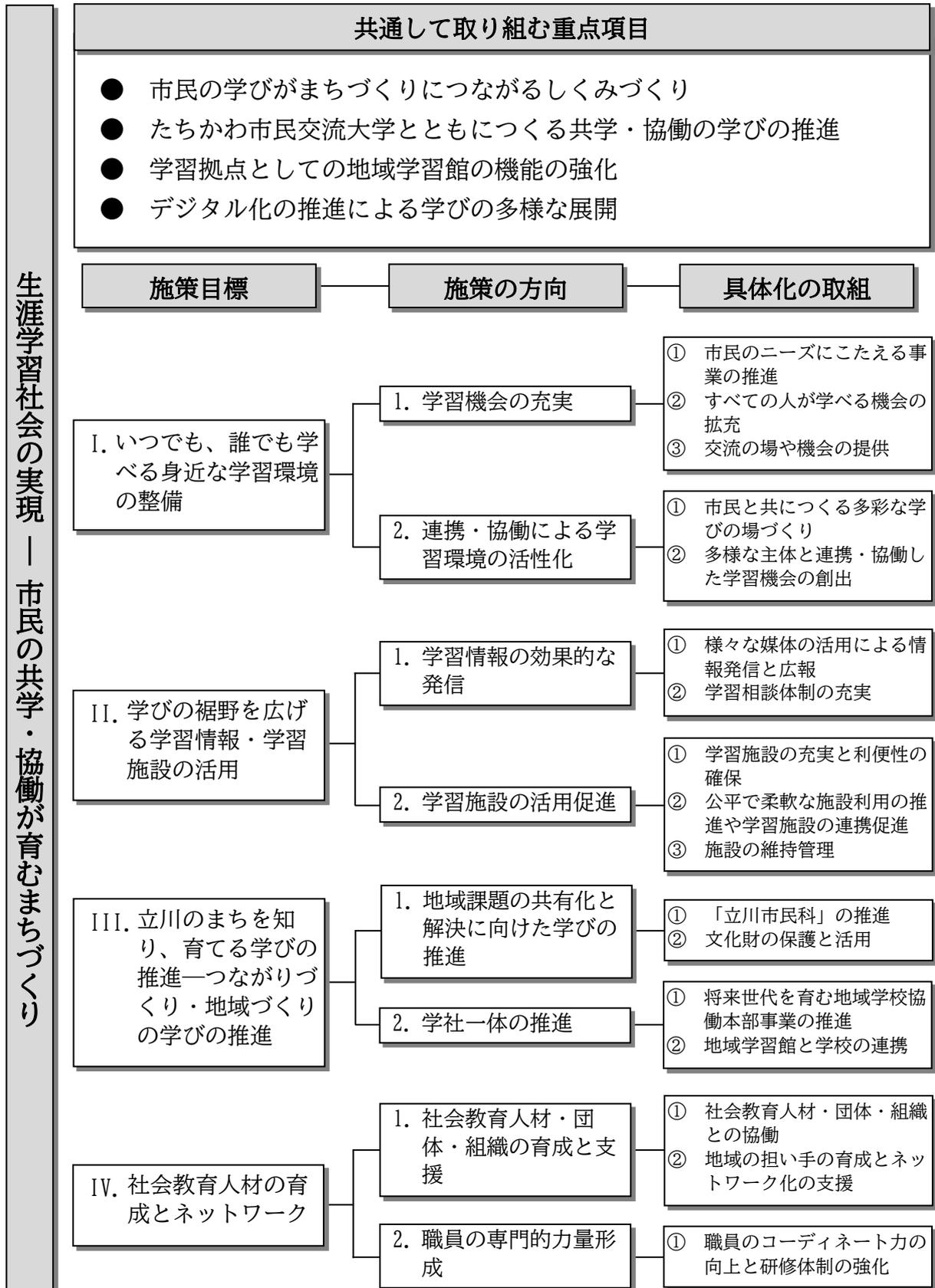
第6次計画からは、「学社融合」という生涯学習の本旨をさらに発展させ、学校教育と社会教育のより一層の連携を推進する意志を表明するものとして「学社一体」という理念を根幹に据えています。すでに、第5次計画期から「学校支援ボランティア」を筆頭に、「地域学校協働本部」や生涯学習における「立川市民科」など、「学社一体」的な事業に取り組んでいます。

地域学習館でも、子どもを地域一体となって育て、地域の大人も共に学ぶ理念の実現に向けて、交流の場をつくったり、活動をしたりするなど、一定の成果をあげてきました。学校教育・社会教育の垣根を越えて、子どもから大人まで地域を学び、持続可能で魅力ある地域社会をつくる立川市独自のこの取組を、教育委員会が一体となって、市長部局の関係部署をも巻き込み、市民や関係する団体・組織との連携・協働によって、より力強く推進していきます。

図 3-1 「学社連携」と「学社一体」のイメージ図



第4章 施策の体系



第5章 共通して取り組む重点項目

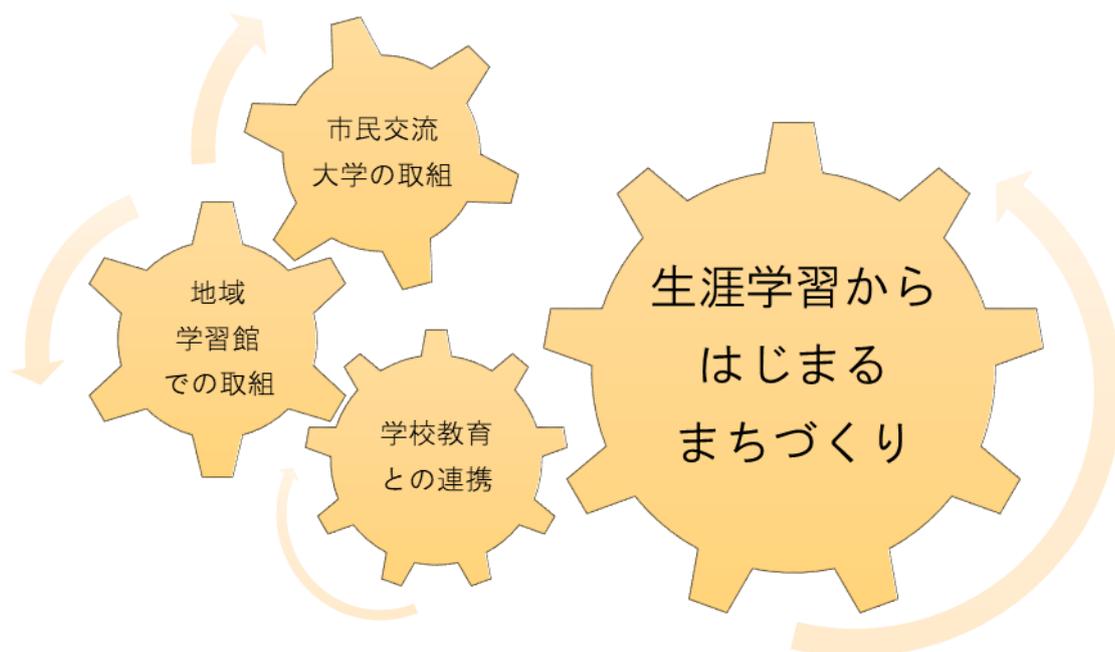


市民の学びがまちづくりにつながる しくみづくり

市民の主体的な学びは、一人ひとりの生涯にわたる成長といきいきとした暮らしのためだけではなく、地域につながりをつくり、魅力と活気ある地域社会を実現するためにも不可欠です。市民が地域の中で地域から学び、地域の課題を共有し、学んだ成果を地域で生かす活動は、立川市の文化や歴史を次の世代に伝え、新しい価値を創造する市民主体のまちづくりへとつながっていきます。

立川市独自の生涯学習支援のしくみとして定着・発展してきた「たちかわ市民交流大学」、地域の学習拠点として学びあいによる地域をつなぐを創出してきた「地域学習館」、子どもから大人まで地域を学び地域を共につくることを目指す「立川市民科」や「学社一体」の取組など、多様で豊かな市民の学びあいや協働を支える立川市ならではのしくみをさらに充実させていく必要があります。

図 5-1 「持続可能なしくみ」のイメージ





たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働の学びの推進

たちかわ市民交流大学は、平成 19（2007）年に誕生して以降、市民やサークル・団体、NPO、ボランティアといった市民組織、市内外の教育機関などと行政が協働し、学習環境を整え、多様な学びを提供してきました。引き続き企画運営委員会、市民推進委員会が中心となり、さらに生涯学習推進センターが庁内調整を図り、市民の多彩なニーズに応じた学びを推進することが必要です。市民参加の拡大や様々な交流の場の提供、市民のニーズに対応した講座の実施、多様な媒体の活用による情報提供などを通し、市民の自己実現や地域課題の解決、ウェルビーイングにつながる学びの共創に市民と産官学*²⁰が協働して取り組むことが求められます。

図 5-2 たちかわ市民交流大学の概要



たちかわ市民交流大学のしくみ・組織

たちかわ市民交流大学

企画運営委員会

（市民交流大学全体の統括、講座事業等の総合調整を担当）

市民企画講座

市民推進委員会

〔市民のみで構成する市民交流大学のための市民参画組織が講座を企画・運営〕

団体企画型講座

サークル・団体

〔公募などに基づき、サークルや団体が講座を企画提案し、講座を企画・運営〕

行政企画講座

庁内調整委員会

〔行政が実施する講座について、全庁的・横断的な企画調整や連携調整を担当〕



学習拠点としての地域学習館の機能の強化

公民館としての伝統を持ち、市が職員を配置して運営している地域学習館は、地域の生涯学習拠点として、またコミュニティづくりの拠点として、市民の学習ニーズを探り、学ぶ楽しさを実感できる環境を整備してきました。地域学習館は、運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働体制をさらに強め、住民相互の学びあいの機会を提供し、学習情報の提供や学習相談に応じ、市民の学習活動が活性化するよう必要な支援を行うことが求められます。

また、市民主体の地域づくりを目指すために、「立川市民科」や地域活性化事業などの取組、地域人材の掘り起こしと育成を通して、地域課題の共有化と課題解決に向けた学習活動を推進することが必要です。こうした取組を進めていくためには、地域学習館は地域の学校や教育機関、地域組織、民間組織などと連携し、コーディネーターとして学びをつなぎ高める役割を果たすことが期待されます。さらに、地域学習館運営協議会に参加している社会福祉協議会や青少年健全育成地区委員会（青少健）などと協働して、福祉や子育て支援の領域など地域での活動の幅を広げ、質を高めていくことが必要です。

図 5-3 「これからの地域学習館」に求められること





デジタル化の推進による学びの多様な展開

デジタル技術の進展と応用範囲の広がりは目を見張るものがあり、特にコロナ禍以降「デジタル化への対応」は身近な地域課題のひとつになっています。立川市第5次長期総合計画においてもデジタル化の推進は目標に置かれていますが、生涯学習の分野においても、積極的な推進を図る必要があります。

デジタル技術を活用したりリモート講座やオンデマンド講座などの学習機会の提供、イベントや講座など情報の発信、学習資料の閲覧や見学、有形・無形の文化財など貴重な資料の保存と活用など、デジタル化を踏まえた学習環境の整備と拡充が求められます。学習機会を逸してきた人々に対して、デジタル化によって時間・空間などのバリアフリー化や、学びを通じた仲間づくりへの活用なども期待できます。また、デジタル化に向けた学習機会の提供、特に年齢層の高い世代への対応は必須です。さらに、行政機関の情報のデジタル化による見える化、AI技術を活用した業務の効率化は市民サービスの向上につながります。様々な面から、これまでになく取組が求められます。一方で、デジタル化によって取り残される人を出さない取組も引き続き必要です。

第6章 施策目標・施策の方向・具体化の取組

生涯学習施策の体系（第4章）では、第6次計画を継承しながら、地域づくりにつながる学びやそれを支える社会教育人材の育成等にさらに重点を置いた4つの施策目標を設定しました。ここでは、生涯学習推進センターが実施する事業について掲載しています。生涯学習推進センターの事業一覧は、巻末資料をご参照ください。また、他部署において実施する生涯学習関連事業についても資料に掲載しています。

施策目標Ⅰ いつでも、誰でも学べる身近な学習環境の整備

時間的制約や生活環境の違い、障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、学習権はすべての人に等しく保障されるべきであり、誰もが生涯を通じて学び続けられるように、学習機会の充実に努める必要があります。市民一人ひとりの主体的で自由な自己実現のための学びが、学びあいを通じて地域のつながりをつくり、まちづくり・地域づくりへと展開し、学習と活動の循環をつくり出すことは、生涯学習の重要な役割です。市民の学びあいを通じた交流から生まれる「知縁・学縁^{*21}」が、地域課題の解決へと発展していくよう、市民と協働し、様々な事業を展開していきます。

図 6-1 たちかわ市民交流大学シンボルマーク



施策の方向1 学習機会の充実

生きがいづくりやつながりづくり、地域課題の解決につながる学びの創出に向け、生涯にわたって学び続けられるよう、学習機会の保障とさらなる充実に取り組みます。

具体化の取組① 市民のニーズにこたえる事業の推進

市民が求める学びの内容、方法、場所を実現する、多彩な学習機会を創出します。また、市民のニーズがどこにあるのか様々な手段で調査するとともに、関心・意欲を掘り起こしたり喚起したりするような魅力的な事業を展開します。

●取組事項

名 称	市民視点の講座の実施
内 容	たちかわ市民交流大学市民推進委員会（第6章において以下、「市民推進委員会」という。）が企画する市民企画講座や公募型の団体企画型講座など、市民の視点で企画・実施する講座を充実します。

関係する 主な事業	市民交流大学運営事業
--------------	------------

名 称	地域活性化講座の実施
内 容	地域学習館ごとに設置された地域学習館運営協議会が、地域課題を把握し、解決に向けた地域活性化講座を企画・実施します。
関係する 主な事業	地域学習館講座事業

図 6-2 西砂サマーイベントの様子

西砂学習館で実施している地域活性化講座「西砂サマーイベント」では、地域課題である「夏休み中の子どもの居場所づくり」を主な目的として、生涯学習市民リーダーなどの協力を得て、午前中は講座やイベント、午後は宿題や勉強のお手伝い（学習支援）を行っています。午前のイベントは食の支援を兼ねてランチ付きで実施しています。



具体化の取組② すべての人が学べる機会の拡充

時間的制約や生活環境の違い、障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、すべての市民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供を、デジタル技術等も活用して進めます。また、これまできっかけがなく地域の中での学びに参加してこなかった市民に向けた、参加しやすい学び始めるための機会を拡充します。

●取組事項

名 称	障害者理解講座、障害者対象事業
内 容	障害についての理解を深める講座を開催します。また、インクルージョンの考えに基づき、障害者の社会的自立や交流を支援するための事業を実施します。
関係する 主な事業	青春学級* ²² 事業、プロジェクト事業* ²³ （障害者理解）

名 称	障害者への情報保障、講座時保育の推進
内 容	市民の誰もが講座に参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者を配置した講座や、就学前の子どもを預かる保育付き講座の実施を推進します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業、プロジェクト事業（人権学習）

名 称	高齢者の生きがいづくり
内 容	市内9か所で実施している「寿教室」などを通して、年齢を重ねても身近な場所で生きがいづくりができるよう、福祉や健康にかかわる部署とも連携して学びの場を整備します。
関係する 主な事業	高齢者対象事業



図 6-3 寿教室芸能フェスティバル

高齢者の生涯学習の一環として、仲間づくりや生きがいづくりを目的とした「寿教室」を市内9か所で実施しています。隔年で開催している「寿教室芸能フェスティバル」では、それぞれの寿教室が日頃の練習成果を披露し、また他の参加者との交流を深める機会となっています。

名 称	子どもたちやその保護者の学び
内 容	子どもたちやその保護者を対象に、家庭教育講座や職業体験講座、自然体験講座や日本の文化を知る講座などを実施し、心豊かな人格を育むとともに次世代への伝統文化の継承を行います。
関係する 主な事業	プロジェクト事業（家庭教育、子育て・青少年）

具体化の取組③ 交流の場や機会の提供

市民同士が交流し、共に学びあうことで生まれる新しいつながりは、新たな気づきや学びの意欲を生むとともに、地域課題に関心を持つ契機となります。講座などの受講者・地域学習館利用者同士や、地域の中で活動する様々な団体・組織の担い手など、世代や国籍、分野や領域を超えた交流の場を設け、知縁・学縁の形成や学びの場の充実・発展を目指します。

学校教育関係者と社会教育関係者が交流し、双方の課題やニーズを把握し、新たな価値を創造することができる場を整えることで、「学社一体」の理念を具体的に実現し発展させていくことに努めます。

●取組事項

名 称	生涯学習関係団体の交流の場づくり
内 容	市民推進委員（サポーターを含む）や、生涯学習市民リーダー（第6章において以下、「市民リーダー」という。）、地域学習館運営協議会委員などの交流の場を設けます。

関係する 主な事業	市民交流大学運営事業
--------------	------------

名 称	世代間交流の場づくり
内 容	異なる世代の交流を目的とした講座などを実施します。
関係する 主な事業	プロジェクト事業（一般）

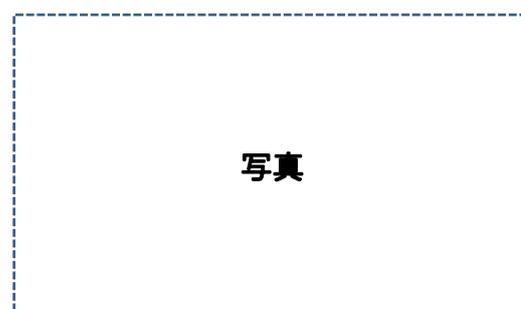
名 称	異文化交流の場づくり
内 容	多文化共生・国際理解講座を実施し、異文化を学び、外国人と交流することができる場を創出します。
関係する 主な事業	プロジェクト事業（多文化・国際）

名 称	子どもや高齢者の居場所づくり
内 容	子どもや高齢者の居場所となるような講座の実施や活動場所の提供を通して、交流を促します。
関係する 主な事業	地域学習館講座事業、高齢者対象事業

名 称	地域学習館まつりの実施
内 容	年に一度の地域学習館まつりは、学習成果の発表の場としてだけでなく、地域で活動する市民の交流の場として大いに活用されています。また、錦学習館や幸学習館では、大学生とのコラボレーション企画を展開しており、異世代交流の場にもなっています。引き続き、工夫を凝らしたまつり事業の実施に取り組みます。
関係する 主な事業	地域学習館講座事業

図 6-4 プレ錦まつり

錦学習館運営協議会が主催する東京学芸大学との連携事業「プレ錦まつり」は、令和6（2024）年度の開催で15回目を数えます。企画から学生主体で関わってもらうことで、地域間・世代間の交流を深めることも一つのねらいです。



名 称	学習等供用施設の取組
内 容	市内に 11 施設ある学習等供用施設は、地域団体の代表者などで構成される学習等供用施設管理運営委員会が指定管理者*24として管理・運営を担っており、会館まつりや各種講座、広報発行などの自主事業も行っています。地域住民の学習、集会、レクリエーションの拠点として地域に浸透しており、その役割は大変重要です。管理運営委員会と連携し、引き続き多様な機会の創出に取り組みます。
関係する 主な事業	学習等供用施設管理運営

名 称	社会教育関係団体同士の交流
内 容	社会教育活動または生涯学習を主たる目的とする社会教育関係団体として市に登録されている団体は、令和 5 年度末現在 1,137 件で、それぞれが意欲的に活動しています。これらの団体同士が交流する場を創出します。
関係する 主な事業	地域学習館講座事業、社会教育関係団体登録事業

名 称	学校教育関係者と社会教育関係者の交流
内 容	「学社一体」の理念の実現への第一歩として、学校教育関係者と社会教育関係者が双方のニーズを把握することができるような交流の場の創設について、関係部署と共に検討を開始します。
関係する 主な事業	地域学習館講座事業

施策の方向 2 連携・協働による学習環境の活性化

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応し、市民の学びあいを個々人の成長・自己実現と、地域のつながりづくりやまちづくりにつなげていくため、市民と行政、及び市内外の産官*22、様々な団体・組織との積極的な連携・協働を進め、豊かな学習環境を実現します。

具体化の取組① 市民と共につくる多彩な学びの場づくり

行政のみならず、市民推進委員会や地域学習館運営協議会、市民リーダー、市内で活動するサークル・団体など、市民の立場で学びの企画・運営を担っている方々と連携し、多種多様な事業を展開します。

●取組事項

名 称	市民参加による学習機会の創出
内 容	市民が運営の中核を担っている、市民推進委員会や地域学習館運営協議会、市民リーダー、学習等供用施設管理運営委員会などと協働し、講座やイベントを企画・実施します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、プロジェクト事業（一般）、学習等供用施設管理運営

名 称	市民推進委員会の育成と活用
内 容	市民推進委員の増加とその活用に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業

名 称	公募型団体企画型講座の活用促進
内 容	市内活動サークル・団体が自主的に企画できる公募型の団体企画型講座制度は、しくみの改善に取り組んできました。団体の特性を生かし、市民の地域交流の場や公益性の高い分野の啓発を目的とした講座を開催できるよう支援していきます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業

具体化の取組② 多様な主体と連携・協働した学習機会の創出

市民の生涯学習の充実に向け、学びに関わる多様な機関や組織の調整を行い、連携・協働の推進に取り組みます。また、市内外の高等教育機関や民間企業、商店などとの連携・協働による独自性・適時性の高い事業を拡充します。さらに、行政内部でも部署をまたいで協働する学習機会を創出します。

●取組事項

名 称	地域学習館まつりを通じた団体・サークルとの連携
内 容	地域学習館まつりは、地域学習館で日常的に活動している団体やサークルと共に作っています。まつりを通して、団体などとの連携を深めます。
関係する 主な事業	地域学習館講座事業

名 称	学習等供用施設指定管理者と連携した学習機会の創出
内 容	学習等供用施設指定管理者による地域に根差した活動を、引き続きバックアップしていきます。

関係する 主な事業	学習等供用施設管理運営
--------------	-------------



図 6-5 学習等供用施設の「会館まつり」
どの会館も多様な組織と連携しながら特色ある「まつり」を開催しています。〇〇まつり（写真）では〇〇〇などが人気です。

名 称	国の機関や高等教育機関、民間企業などとの連携
内 容	国立国語研究所、国立極地研究所などの国の研究機関や、東京学芸大学、国立音楽大学、東京女子体育大学などの高等教育機関、さらには高等学校や民間企業など、多様な資源を生かして連携事業に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、プロジェクト事業（一般）

名 称	青春学級活動運営委託事業者との連携
内 容	障害者が余暇活動を通して、共に尊重しあえる交流や仲間づくりをするとともに、社会参画するために必要な体験の機会を創出する目的で委託事業者と連携して「青春学級事業」を実施しています。
関係する 主な事業	青春学級事業

名 称	たちかわ市民交流大学庁内調整委員会による調整と連携
内 容	全庁的・横断的に取り組まれる生涯学習活動の調整を行うのが庁内調整委員会の役割です。関係部署や関係施設が連携・協力して事業を行います。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、プロジェクト事業（一般）、地域学習館講座事業

名 称	八ヶ岳山荘指定管理者と連携した学習機会の創出
内 容	八ヶ岳山荘は、児童・生徒の校外宿泊行事（八ヶ岳自然教室など）の場としてのほか、市民の保養施設としても活用されています。八ヶ岳の雄大な自然を生かした野外学習の機会を、指定管理者と連携して創出します。

関係する
主な事業

八ヶ岳山荘管理運営

図 6-6 八ヶ岳山荘

八ヶ岳山荘では、指定管理者によりバスツアーなどの企画旅行が定期的を実施され、市内ではなかなか体験できないアクティビティの宿泊拠点としてもご好評いただいています。

写真

施策目標Ⅱ 学びの裾野を広げる学習情報・学習施設の活用

すべての市民が主体的に学ぶためには、自らに適した手段で学習情報を得られること、身近に学習する場があることが重要です。

立川市では様々な講座や学級などの学習機会がありますが、そうした事業に参加している市民は全体から見ると多いとは言えません。関心はあるものの学びの最初の一步を踏み出せない人、自分にあった学びの機会を見つけられない人などに、様々な媒体を駆使して情報を届ける工夫が必要です。情報格差による不利益や孤立を招くことがないよう、学習情報の提供に取り組めます。また、学びへの関心と意欲を引き出すために、学習相談体制の充実に取り組めます。

地域学習館をはじめとした地域の学習施設は社会教育の理念のもと、地域の学びの拠点として、地域学習館運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働を進め、学習活動の場を提供すると同時に、地域の中の交流を生みだし、地域活性化に資してきました。その目的と機能を改めて市民や関係組織・団体と協議・共有するとともに、求められる役割を十分発揮し有効活用できるよう、取り組めます。

施策の方向1 学習情報の効果的な発信

いつでも、どこでも、誰もがが必要な情報を分かりやすく入手できるよう、より良い学習情報の収集・蓄積と提供のあり方について検討し取り組めます。

具体化の取組① 様々な媒体の活用による情報発信と広報

「広報たちかわ」やたちかわ市民交流大学情報誌「きらり・たちかわ」などの紙媒体による発信は、広く多くの市民に情報を届ける有効な手段です。「きらり・たちかわ」については、多くの人に手に取って活用してもらえるよう、引き続き内容の充実と魅力的なコンテンツ・デザインの工夫に努めます。

ホームページやLINE、X、InstagramなどのSNS、動画やラジオも活用し、多様な媒体による情報提供を行います。講座情報等をメディアに向けて発信したり、市役所や市の施設に学習事業の様子や成果をパネル展示したり、「立川市動画チャンネル*25」に講座紹介を取り上げてもらったり、地域学習館運営協議会と協働で地域ならではのニュースレターを発行するなど、様々な組織・機関と連携した積極的な情報発信に取り組みます。障害のある方など支援が必要な市民に対しても情報を等しく届けられるよう、関連団体とも協力して取り組みます。



図 6-7 たちかわ市民交流大学情報誌「きらり・たちかわ」

●取組事項

名 称	対象者を意識した媒体の選択
内 容	情報を届けたい対象者に応じて、効果的な媒体を選択して情報提供を推進します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、プロジェクト事業（一般）

名 称	SNS のより効果的な活用の検討
内 容	SNS は、これまで通り活用するとともに、より効果的な使い方を検討します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、プロジェクト事業（デジタル）

名 称	参加したくなる内容の工夫
内 容	情報提供が「単なるお知らせ」になってしまっては、効果的とは言えません。情報の受け手が「参加したくなる」ような、一步を踏み出す後押しとなるような内容の工夫に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、プロジェクト事業（一般）

名 称	潜在的な学習者に情報を届ける工夫
-----	------------------

内 容	情報提供の内容を工夫しても、届けたい相手に届かなければ効果がありません。媒体の選択の他、自治会などの関係者と協力したきめ細かな情報提供の工夫に取り組みます。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、プロジェクト事業（一般）

具体化の取組② 学習相談体制の充実

地域の中で学び始める一歩を踏み出すため、学びの仲間を探すため、学びをさらに広げるためなど、様々な目的に合わせた学習相談が気軽にできる環境をつくります。生涯学習に関する相談・助言を行うためには、相談者のニーズを的確に捉えるだけでなく、関心や意欲を引き出すなど、積極的な対応が求められることもあります。学習相談にあたる職員の専門的な知識・技術の向上に取り組むとともに、デジタル技術を活用した学習相談の対応についても検討します。

身近に学習相談できる環境を整備することも、学びの裾野を広げることにつながります。地域の学習拠点である地域学習館での相談機能の向上についても検討していきます。

●取組事項

名 称	学習相談体制の充実
内 容	学習施設に日々蓄積される学習情報を、地域学習館や生涯学習情報コーナーにおいて、いつでも市民に提供できる学習相談体制を整えます。また、こうした相談体制の存在が広く市民に認知されるようデジタル技術の活用に取り組みます。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業

施策の方向2 学習施設の活用促進

立川市の社会教育施設や学習等供用施設は、市民の主体的で自由な学習の場として重要な役割を担ってきました。地域学習館は地域の学びの拠点として、地域学習館運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働を進め、地域活性化に資してきました。学習施設のさらなる有効活用を推進するために、学習施設の充実と利便性の拡充、市民一人ひとりのニーズに応じた公平で柔軟な施設利用の工夫、施設間の連携の促進、多様な地域施設の積極的な活用、すべての市民に開かれた学習施設としての機能の強化に努めます。施設・設備の維持管理についても計画的に進め、すべての市民が共に学びあい、活動できるようにするために、より活用のしやすい環境の実現に向け、引き続き整備を行います。

具体化の取組① 学習施設の充実と利便性の確保

持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、立川市のどこに住んでいても身近な学習施設に通えるよう、学習施設が持つ機能を維持し充実させることができるよう努めます。

新たな利用者の拡大に向けて、自習スペースなど個人利用の拡充、子どもや若い世代のニーズの取り込みなど、地域の居場所や交流の場を創出するとともに、まちづくりの拠点としての機能について検討します。

●取組事項

名 称	施設の充実と利便性を高める方策の検討
内 容	社会教育関係施設を含む公共施設の計画的な改修等の状況を踏まえ、学習施設が持つ機能の充実に努めるとともに、地域の居場所や拠点として機能するよう検討します。
関係する 主な事業	地域学習館運営事業、地域学習館維持管理

具体化の取組② 公平で柔軟な施設利用の推進や学習施設の連携促進

地域学習館などの学習施設では、利用者の利便性の向上と公平性の確保を目的として、インターネットを通じて施設の空き状況確認や仮予約ができる施設予約システムを導入しており、様々な年齢層の方が市内外問わず利用しています。これに対して学習等供用施設は、指定管理者が窓口で直接受け付ける申込方式をとっており、地域住民の身近な学習施設として親しまれています。施設が持つそれぞれの特長を生かしつつ、学習施設の本予約のために窓口に行くことが困難な方にも対応できるようにさらに改善するなど市民の学習環境の整備と丁寧な情報提供を行うことで、より一層の利用促進が図られるよう取り組みます。

●取組事項

名 称	初めての方でも利用しやすい施設管理の促進
内 容	学習施設の公平かつ柔軟な利用を、引き続き促進します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業、地域学習館運営事業、地域学習館維持管理

名 称	「施設予約システム」の利便性向上
内 容	「施設予約システム」のより一層の利便性向上及び安定稼働に努めます。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業

名 称	市民ニーズの収集と反映
内 容	地域学習館や学習等供用施設で実施される利用者懇談会や交流会、講座時のアンケートの活用などによって、利用者の意見を聴く機会を増やし、市民ニーズに基づいた学習環境の整備を行います。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業

具体化の取組③ 施設の維持管理

施設や備品の老朽化が著しくなっており、学習活動を制限したり阻害したりするひとつの要因となっていることがあります。市民が安心して学習活動を行うことができるよう、適切な更新や維持管理に努めます。

物価高騰や資源不足などの状況の中で、施設の改修や設備の更新等において見直しや延期などが生じることがありますが、市民の学びが滞ることのないよう配慮し、市民の主体的で自由な学びを保障する環境を維持することに努めます。

●取組事項

名 称	施設の老朽化への対応
内 容	厳しい財政状況を踏まえつつ、老朽化が進んでいる施設や備品の適切な維持管理に取り組みます。
関係する 主な事業	地域学習館維持管理、学習等供用施設管理運営、歴史民俗資料館施設管理、古民家園施設管理、八ヶ岳山荘管理運営



←図 6-8 学習等供用施設

学習等供用施設は、古いもので築約 40 年、新しいものでも約 25 年が経過しています。学習環境を維持するために、適切な管理が必要です。

(写真は〇〇会館、昭和〇(19〇)年に開館し、令和〇(〇)年に〇〇)

→図 6-9 地域学習館

地域学習館の歴史はさらに古く、〇〇学習館は昭和〇(19〇)年の開館です。

〇学習館(写真)は〇(〇)年に〇〇になりました。



施策目標Ⅲ 立川のまちを知り、育てる学びの推進—つながりづくり・地域づくりの学びの推進

生涯学習の推進は、市民一人ひとりの生涯にわたる成長と自己実現や生きがいといった、いきいきとした暮らしの実現のためであると同時に、学びを通じて人と人がつながり、地域に愛着を持ち、地域を共に育むという重要な目的があります。そのためには、市民の主体的で共同的な学びが、立川ならではの特徴や魅力を知り、育てる学びへと発展していけるよう、事業の企画や実施にあたっては人づくり、つながりづくり、地域づくりの視点をもって、取り組みます。

施策の方向1 地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進

社会の構成員としての市民が備えるべき市民性（シティズンシップ）の学習を大切に、市民が地域コミュニティにおける自己の役割と責任を認識し社会参画する力、市民社会の一員として主体的に地域課題に取り組む力を育みます。地域課題の共有化と解決に向けた市民の主体的な学びを創出するため、子どもから大人まで地域を学び、活動する機会をより充実させます。

具体化の取組① 「立川市民科」の推進

生涯学習における「立川市民科」では、地域の生活課題や社会課題に対して、必要な知識の習得のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、課題解決に主体的に取り組む力を育みます。また、世代を越えた交流や関わりが少なくなっている今、学校教育における「立川市民科」と連動した取組を進めます。

学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤形成を図ります。

●取組事項

名 称	地域課題解決意識の醸成
内 容	地域課題の解決に向けた様々な講座の提供を通して、参加者の学びあいによる地域課題の解決に向けた意識を醸成します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、地域学習館講座事業

名 称	現代的課題をテーマとする講座の実施
内 容	環境や平和・人権、多文化共生・国際理解など、現代的課題の解決に向けた多様な講座を実施します。
関係する 主な事業	プロジェクト事業（障害者理解、多文化・国際、立川市民科、平和・人権学習）

名 称	いきいきたちかわ出前講座の実施
内 容	市民の自主的な学習会などに市職員を派遣する「いきいきたちかわ出前講座」を実施します。
関係する 主な事業	市民交流大学運営事業

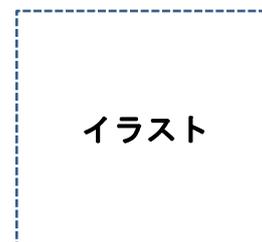
名 称	生涯学習における「立川市民科」
内 容	「立川のまちを知り、まちと関わり、まちに貢献する学習を通して、まちづくりを担う市民の輪を広げることを目指した立川市独自の講座・展覧会などの取組」である「立川市民科」講座を通して、地域課題の解決に取り組みます。
関係する 主な事業	プロジェクト事業（立川市民科）、地域学習館講座事業

図 6-10 立川市民科講座「〇〇〇」



図 6-11 「立川市民科」マーク

「立川市民科」講座のチラシやポスターにこのマークを付けることで、講座が「立川市民科」に該当することを分かりやすくするとともに、事業の周知に努めています。



具体化の取組② 文化財の保護と活用

立川市には先人たちが築き継承してきた郷土の豊かな歴史と伝統文化が根づいています。それらは遺跡をはじめ有形・無形など様々な文化財として伝存し、適切に保護、継承するのが喫緊の課題であり、文化財保護法や博物館法のほか、関連する社会教育法や文化芸術基本法の趣旨に基づき、文化財保護審議会等の専門的機関での検討や意見を踏まえ、計画的かつ迅速に文化財保護に取り組むことが求められています。

市内に残る遺跡や個人が継承管理する文化財のほか、歴史民俗資料館に収集された資料の保存を迅速かつ適切に行い、文化財としての価値を損なうことがないように保護していきます。貴重な地域資料が損失されることを防ぐため、歴史民俗資料館が担っている文化財の保存活用する拠点施設を整備するほか、デジタル技術を用いた文化財の保存や展示等での活用にかかる取組についても検討していきます。また、市民とその価値を共有し、市

民の財産として未来に受け継ぐために、文化財について知り学ぶ機会を設けるなど、活用を図ります。

名 称	文化財の保護、歴史民俗資料館や古民家園の活用
内 容	歴史民俗資料館では、立川市の歴史が刻まれた貴重な資料を所蔵しています。また、企画展や体験学習などを実施しており、児童の学習の場にもなっています。市内に所在する文化財なども活用し、立川市の歴史や文化の伝承に取り組んでいきます。
関係する 主な事業	文化財保護事業、歴史・民俗普及活動事業

図 6-12 ○○○○○○○○○○○



施策の方向2 学社一体の推進

「学社一体」は、社会教育だけで推進されるというものではありません。「学社一体」の理念は、学校教育と社会教育のより一層の連携を推進する、立川市独自の理念として根幹に据えられ、学校支援ボランティア、地域学校協働本部、立川市民科などの事業を展開してきました。地域学習館でも、子どもを地域一体となって育て、地域の大人も共に学ぶ理念の実現に向けて、交流の場をつくったり、活動をしたりするなど、一定の成果をあげてきました。学校教育・社会教育の垣根を越えて、子どもから大人まで地域を学び、持続可能で魅力ある地域社会をつくる立川市独自のこの取組を、教育委員会が一体となって、市長部局の関係部署をも巻き込み、市民や関係する団体・組織との連携・協働によって、より力強く推進していきます。

具体化の取組① 将来世代を育む地域学校協働本部事業の推進

「学社一体」の推進を図るためには、地域学校協働本部事業の目的や組織、具体的な活動内容等をわかりやすく市民や関係者に周知し、その必要性や価値を共有することが大切です。情報共有の方法を工夫し、事業に参加・協力する市民の裾野を広げていきます。さらに、子どもを地域で育て守る市民ボランティアとして必要な知識・技術を学ぶ機会や資料を整えます。

また、地域学校コーディネーター^{*26}が活動しやすいよう、研修や情報交換の機会を整備するとともに、地域学校コーディネーターが地域の資源や老人会、文化会、商店街、青少健などの組織・団体とつながる機会やしぐみを積極的につくり、地域の教育力

を高め、子どもたちの健やかな成長を育む、顔の見える地域づくりにつなげていきます。

●取組事項

名 称	地域学校協働本部事業の周知
内 容	地域学校協働本部事業を推進するためには、取組内容を市民や関係者の方に知ってもらうことが必要です。様々な機会を活用し、取組や必要性が理解できるような情報発信を行います。
関係する 主な事業	学校支援ボランティア事業・地域学校連携事業

名 称	地域学校コーディネーターの研修や情報交換
内 容	地域学校協働本部連絡会などにより、地域学校コーディネーターの研修や情報交換を行います。
関係する 主な事業	学校支援ボランティア事業

図 6-14 学校支援ボランティア

写真は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。



名 称	地域学校コーディネーターと地域資源とのつながるしくみづくり
内 容	地域学習館のまつり事業、催物事業などには、多くの地域の方が参加します。このような機会に、地域学校コーディネーターと地域をつなげて行きます。
関係する 主な事業	地域学習館運営事業、地域学習館講座事業

具体化の取組② 地域学習館と学校の連携

地域の学習拠点である地域学習館は、地域と学校の連携・協働を先へ進めるために積極的に役割を果たす必要があります。学習成果の発表など学校の教育を地域学習館で実施したり、地域学習館の利用方法や実施する講座等の情報を学校で児童・生徒や保護者に発信したりするなどの活用等を検討します。

学校が様々な課題を抱えている状況の中、地域と学校との協働的な関係を強化していくためには、地域で暮らし地域についての知識が豊富な地域学校コーディネーターと地

域学習館のつながりもより緊密にする必要があります。地域学習館は学習館利用団体等の把握や他館とのネットワークを持ち、豊富な学習資源を有しています。つなぎ役として、地域学校コーディネーターと地域学習館や地域学習館運営協議会が定期的に情報交換をしながら、協力・連携体制の強化を図りつつ、地域が学校を支える体制を創り上げていくとともに、地域学習館のコーディネート力を向上させていきます。

●取組事項

名 称	地域と学校の連携・協働のための地域学習館の役割
内 容	地域学習館では小学生の作品展示の協力、中学生の職場体験の受け入れなど様々な機会に学校と連携していきます。また、地域学習館運営協議会などに地域学校コーディネーターを招き学校との連携事業の協力や地域人材の紹介など情報交換を行います。
関係する 主な事業	地域学習館運営事業、学校支援ボランティア事業

施策目標Ⅳ 社会教育人材の育成とネットワーク

市民一人ひとりの成長や自己実現のための学習から、地域のつながりづくりやまちづくり・地域づくりにつながる学びあいに発展させていくためには、学習活動の企画・運営支援を行う人材の育成や、社会教育人材のネットワーク化が必要です。また、社会教育人材の育成と活用のため、地域に人々が集える場（地域学習館・学習等供用施設など）を確保し、より使いやすい施設を目指して設備などの充実を図ります。

社会教育人材の育成と活用、ネットワーク化、多様な団体・組織と連携・協働した学習環境の実現のためには、コーディネーターの働きが必要です。そのために、地域に密着し信頼されるコーディネーターの役割を果たす職員の育成が不可欠です。地域学習館においても、地域の力を引き出し、結び付け、まとめる役割がますます求められます。

「市民の共学・協働^{*26}が育むまちづくり」を市民と共に実現していくため、専門的な知識・技術の習得のみならず、地域に密着した人的ネットワークを構築できる職員の育成が求められています。職員は、学習のコーディネーターとして市民ニーズを的確に捉え、市民が抱える課題を学びと結び付け、学習を通して実際に解決できるよう支援していきます。

施策の方向1 社会教育人材・団体・組織の育成と支援

「市民の共学・協働が育むまちづくり」を実現していく鍵となるのが、様々な形で学びの支援に関わる市民や団体・組織です。これまで立川市の生涯学習は、多くの社会教育人材や団体・組織によって支えられ、市民の豊かで多様な学びが創出されてきました。これからもこうした状況を維持しつつ、さらに発展させていくためには、人材や団体・組織の掘り起こしや確保、育成が不可欠です。様々な市民や団体・組織の学びの成果を生かし活躍する場や機会を広げ、地域の学びが相乗効果で活性化することにつなげていきます。

具体化の取組① 社会教育人材・団体・組織との協働

これまで立川市では、市民推進委員や地域学習館運営協議会委員、市民リーダーをはじめとして、各種地域団体や施設利用者団体と共に、それぞれが持つネットワークを生かした社会教育人材の把握・活用が行われてきました。今後は、様々な主体が互いに協働しながら生涯学習施策を推進し、市民力を生かしたまちづくりが実現できるよう多様なネットワークを構築していく必要があります。

また、市民の多様な学習ニーズに細やかに応じる学習機会をつくり、学んだ成果を地域で生かす機会を広げていくためには、講座等で主としてボランティアで講師役を担う市民リーダーのしくみや支援のあり方を見直し、充実させていく必要があります。

●取組事項

名 称	多様なネットワークの構築
内 容	地域学習館運営協議会交流会や市民交流大学事業において、生涯学習に関わる団体の連携・協力体制を構築していく。また、市内の社会教育関係団体の活動支援と育成を進め、地域学習館や学習等供用施設などでのまつり事業などを通しネットワークの構築を進めていきます。
関係する 主な事業	地域学習館運営事業、市民交流大学運営事業、学習等供用施設管理運営

名 称	市民リーダー登録制度の活用
内 容	市民リーダーの会による「みんなの講座」の実施などにより、制度の周知と地域におけるさらなる活用を図ります。
関係する 主な事業	生涯学習市民リーダー登録制度事務

図 6-13 たちかわ市民講師フェア（○○○○○○○○○○○○○○○○の様子）

市民リーダー制度の周知や、各リーダーの活動のPRのため、女性総合センター・アィムで作品展（アートフェスタ）や体験講座、パフォーマンスなどを実施しています。実行委員会を組織し、企画から市民リーダーが中心となって取り組んでいます。



名 称	市民推進委員や市民リーダーなどの研修の実施
内 容	市民推進委員（サポーターを含む）、市民リーダーの活動充実に向け、研修を実施します。

関係する 主な事業	市民交流大学運営事業、生涯学習市民リーダー登録制度事務
--------------	-----------------------------

名 称	地域の人材情報の把握
内 容	各地域学習館は、学習館利用者との交流の中で人材情報の収集を行い、地域人材の発掘に努めます。
関係する 主な事業	地域学習館運営事業

具体化の取組② 地域の担い手の育成とネットワーク化の支援

立川市の生涯学習は、多様な市民参画と社会教育人材の活躍によって成り立っていますが、これらの方々と協働して、自分の持つ知識や技能を地域のために生かしたいと考えている潜在的な人材の掘り起こしに引き続き取り組みます。例えば、親子で参加できる多世代交流型のイベントを地域学習館で実施するなど、楽しさをきっかけに興味を持ち地域の人との関わりを持つ機会を設定します。リタイアなどをきっかけに新たな活躍の場を求めているシニア世代に向けたアプローチを積極的に展開します。専門的知識や技術を持つ市民を掘り起こし、地域の中で活躍する場を設定したり、学んだ成果をボランティアとして生かすしくみを工夫し取り組みます。

また、地域で活動している担い手同士をつなぐ、ネットワークづくりが求められています。同じ地域で活動する担い手が交流し合ったり、異なる地域で類似する活動に取り組む担い手が学びあったりなど、多様なネットワークが必要です。年代や住民歴、テーマや活動地域などが異なる人々が交流し合う場や機会を創出することで、活動の活性化を図ります。

●取組事項

名 称	地域学習館運営協議会による地域課題の把握
内 容	地域学習館は、地域学習館運営協議会と共に各地域の課題を把握するよう努めます。そして、その解決に向け、地域に根差した学習機会の提供を行います。その際には、運営協議会が計画や運営、評価に積極的に関わられるよう、しくみを整えます。
関係する 主な事業	地域学習館講座事業、地域学習館運営事業

名 称	各種団体との交流による地域課題の把握
内 容	自治会やPTA、青少年健全育成地区委員会や民生委員・児童委員など、地域活動に携わる市民の方々と情報交換を通して、地域課題の把握に努めます。

関係する 主な事業	地域学習館運営事業
--------------	-----------

名 称	世代間交流による地域文化の伝承
内 容	地域文化の伝承などを図るため、世代間交流の場を設けます。学習等供用施設における会館まつりや地域学習館まつり、催物事業などは、様々な世代から参加があり、交流の場として機能しています。引き続き交流促進に取り組みます。
関係する 主な事業	学習等供用施設管理運営、地域学習館講座事業

施策の方向2 職員の専門的力量形成

生涯学習関連事業に関わる職員は地域における学びのコーディネーターとしての重要な役割があります。社会教育・生涯学習による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕すような、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる中で、職員は「市民の共学・協働が育むまちづくり」の実現に向け、市民の生涯学習を通じた自己実現と、地域や社会に貢献する仲間づくりや地域づくりをつなぐための力量が求められています。

市民の学習支援を通して地域への関心を高め、市民協働によるまちづくりを進められるよう、コーディネーターとしての専門的力量を身に付けた職員の養成に取り組みます。さらに、こうした専門性や市民との信頼関係を、組織として責任を持って育成・継承していくしくみの構築が必要です。

「地域学習館としてのコーディネート力」を考える場合、職員だけでは十分ではありません。地域学習館全体の能力を向上させるという考え方に立ち、地域学習館運営協議会をはじめとする地域の方々と協働して運営していく力の育成にも取り組みます。

具体化の取組① 職員のコーディネート力の向上と研修体制の強化

地域学習館などの学習施設や生涯学習情報コーナーなどの学びに関わる窓口は、人と人、人と学びをつなぐ地域の身近な窓口として、市民の生涯学習活動の推進に重要な役割を果たしています。また、職員のコーディネート力は、今後の地域学習館のあり方を考える上で無くてはならない能力であり、積極的な能力開発・育成が必要です。

各施設に配置された職員が、利用者や地域団体との情報交換を通して、地域で活動する団体の活動内容や活動の核となる人材を把握し、その情報を必要とする人と結ぶことができるよう、職員のコーディネート力のより一層の向上に努めます。

また、具体的な地域課題を学びにつなげる企画力、市民と協働して学びを展開する実践力を、研修などを通じて養います。

●取組事項

名 称	研修体制の充実
内 容	外部機関とも連携して職員研修体制を強化します。また、着任時の初任者研修、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）、専門研修の充実に取り組みます。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業

名 称	職員意識の向上
内 容	職員は、業務はもちろん研修にも意欲を持って取り組み、専門性の向上を目指します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業

名 称	社会教育主事講習の受講などに対する支援の検討
内 容	社会教育主事講習や大学などにおける社会教育課程を履修し「社会教育主事」資格の取得（称号「社会教育士」の取得）が可能かどうかを検討します。
関係する 主な事業	生涯学習活動推進事業

資料編

- 1 立川市生涯学習推進本部設置要綱
- 2 立川市生涯学習推進本部構成
- 3 立川市生涯学習推進審議会条例
- 4 立川市生涯学習推進審議会委員名簿
- 5 策定までの審議経過
- 6 「生涯学習に関するアンケート」結果（抜粋）
- 7 生涯学習推進センターの事務事業
- 8 他課における主な生涯学習関連事業
- 9 生涯学習関連施設
- 10 用語解説

1 立川市生涯学習推進本部設置要綱

平成5年2月8日教育委員会要綱第3号

(設置)

第1条 立川市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、推進計画に基づく生涯学習施策（以下「生涯学習施策」という。）を総合的に推進するため、立川市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定に関する事。
- (2) 生涯学習施策の円滑な推進に関する事。
- (3) 生涯学習に係る事業の奨励及び普及に関する事。
- (4) 生涯学習施策に係る総合調整に関する事。
- (5) その他本部長が指定する事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、市長を充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育委員会教育長を充てる。
- 4 本部員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部は、本部員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の長（以下「幹事長」という。）は、教育委員会事務局教育部長を充てる。ただし、幹事長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定した幹事が、その職務を代理する。
- 4 幹事会は、推進本部に付議する事案及び推進本部で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。

(連絡会)

第7条 幹事会に、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表第3に定める会員をもって組織する。
- 3 連絡会の長（以下「座長」という。）は、教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長を充てる。ただし、座長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指定した会員が、その職務を代理する。

4 連絡会は、生涯学習推進に関する調査・検討を行うほか、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 生涯学習施策推進のための連絡調整に関する事。
- (2) 生涯学習関連情報の収集及び交換に関する事。
- (3) その他生涯学習を推進する上で必要な事項に関する事。

(検討部会)

第8条 幹事会に、必要に応じて検討部会を置くことができる。

(意見等の聴取)

第9条 推進本部及び幹事会は、必要があると認めるときは、推進本部及び幹事会以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習推進センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月8日から施行する。

(中略)

附 則 (令和6年4月1日教育委員会要綱第23号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

※別表は省略

2 立川市生涯学習推進本部構成

(1) 本部

役 職	職 名
本部長	市 長
副本部長	副市長
//	副市長
//	教育長
本部員	市長公室長
//	総合政策部長
//	行政管理部長
//	財務部長
//	市民生活部長
//	産業文化スポーツ部長
//	子ども家庭部長
//	福祉部長
//	保健医療部長
//	まちづくり部長
//	基盤整備部長
//	環境資源循環部長
//	公営競技事業部長
//	会計管理者
//	教育委員会事務局教育部長
//	議会事務局長

(2) 幹事会

役 職	職 名
幹事長	教育部長
幹事	市民生活部市民協働課長
//	産業文化スポーツ部地域文化課長
//	産業文化スポーツ部スポーツ振興課長
//	子ども家庭部子育て推進課長
//	子ども家庭部子ども育成課長
//	福祉部福祉総務課長
//	福祉部障害福祉課長
//	保健医療部健康づくり担当課長
//	環境資源循環部環境対策課長
//	教育部指導課長
//	教育部生涯学習推進センター長
//	教育部図書館長

3 立川市生涯学習推進審議会条例

平成4年3月31日条例第5号

(設置)

第1条 市民の生涯学習の振興を図るため、立川市生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進に係る施策について調査審議し、答申する。

2 審議会は、生涯学習の振興に関する事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 関係市民団体の代表者 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 市民 2人以内

2 委員は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に規定する社会教育委員を兼務し、同法第17条に規定する職務を行う。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(中略)

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日条例第 22 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

4 立川市生涯学習推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	選出枠
会長	倉持 伸江	東京学芸大学准教授 錦学習館運営協議会委員	学識経験者
副会長	檜崎 茂彌	柴崎学習館運営協議会委員	関係団体
委員	岩元 喜代子	市民公募	市民公募
//	梅田 茂之	高松学習館運営協議会会長	関係団体
//	大橋 正則	西砂学習館運営協議会会長 元小学校校長	学識経験者
//	来住野 清子	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課課長代理	学識経験者
//	柴 香里	元早稲田大学非常勤講師 新宿区職員 (社会教育主事)	学識経験者
//	杉浦 早苗	市民公募	市民公募
//	竹内 英子	幸学習館運営協議会会長	関係団体
//	難波 敦子	生涯学習市民リーダーの会会長	関係団体
//	宮本 直樹	立川市社会福祉協議会ボランティア・市民活動 センターたちかわ運営委員長 たちかわ市民交流大学企画運営委員長	関係団体

※令和 7 年 1 月 14 日 (答申時) 現在。会長・副会長を除き五十音順。

5 策定までの審議経過

開催時期	会議名	審議内容
令和5年9月7日	令和5年第17回教育委員会定例会	立川市第7次生涯学習推進計画の策定方針について
令和6年1月17日	令和5年度第1回生涯学習推進本部幹事会（書面開催）	策定概要について 生涯学習に関するアンケート結果について
令和6年1月18日	令和5年度第1回生涯学習推進本部	策定概要について 生涯学習に関するアンケート結果について
令和6年1月19日	生涯学習推進審議会	第6次計画の概要及び進捗状況について 諮問「立川市第7次生涯学習推進計画における振興方策について」
令和6年3月15日	生涯学習推進審議会	生涯学習に関するアンケート結果について 答申に向けた意見交換について
令和6年4月19日	生涯学習推進審議会	第7次計画の体系について
令和6年7月12日	生涯学習推進審議会	第6次計画の進捗評価について
令和6年8月29日	生涯学習推進審議会	第6次計画の進捗評価について
令和6年10月2日	生涯学習推進審議会	第7次計画の体系について 答申案の構成について
令和6年10月21日	生涯学習推進審議会	第7次計画の体系について 答申案の構成について
令和6年11月11日	生涯学習推進審議会	答申案の修正について
令和6年11月12日	令和6年第21回教育委員会定例会	第7次計画の骨子案について

開催時期	会議名	審議内容
令和6年12月13日	令和6年(2024年)第4回立川市議会定例会	第7次計画の骨子案について
令和6年12月16日	生涯学習推進審議会	答申案の修正について
令和7年1月8日	令和6年度第1回生涯学習推進本部幹事会	第7次計画(素案の案)の検討
令和7年1月14日	(市長に答申)	答申「立川市第7次生涯学習推進計画における振興方策について」
令和7年1月23日	令和7年第2回教育委員会定例会	第7次計画(素案の案)の検討
令和7年1月31日	令和6年度第1回生涯学習推進本部	第7次計画(素案)の検討
令和7年●月●日	令和7年第●回教育委員会定例会	第7次計画(素案)の検討

6 「生涯学習に関するアンケート」結果（抜粋）

（1）アンケート概要

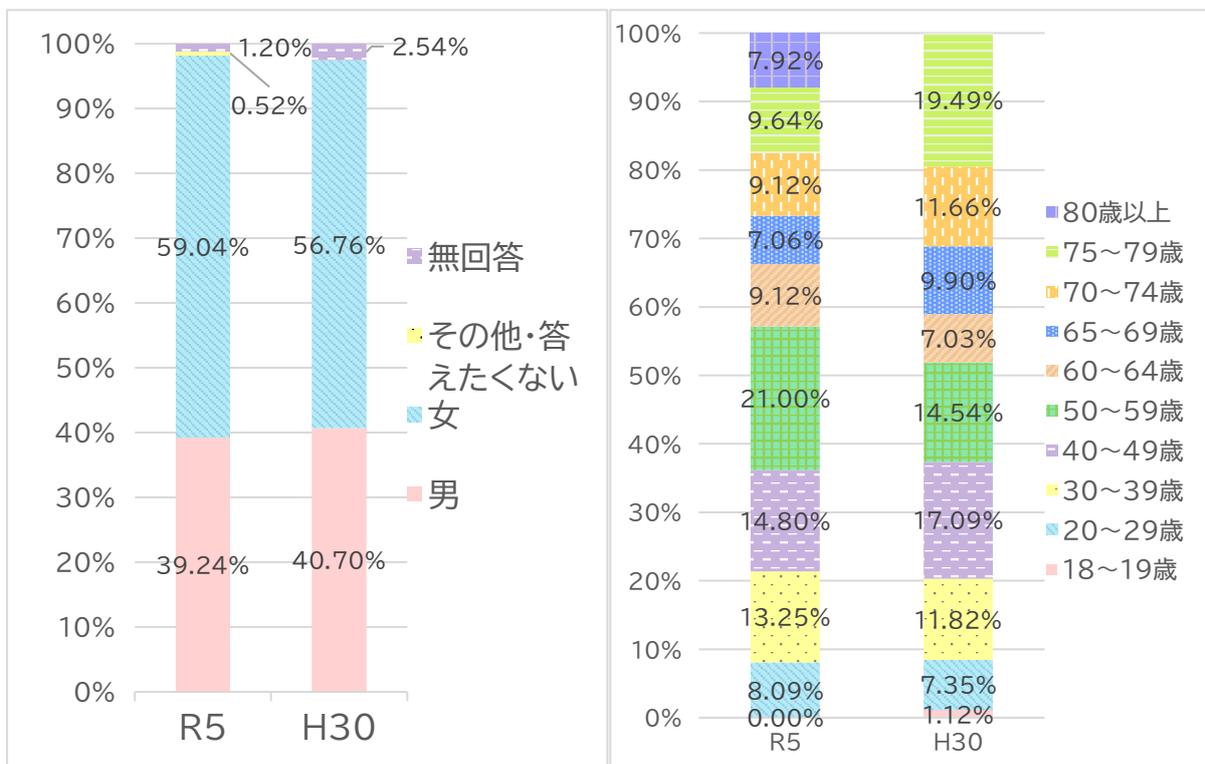
	令和5（2023）年度	平成30（2018）年度
調査名	生涯学習に関するアンケート	
実施期間	令和5（2023）年 10月2日～10月31日	平成30（2018）年 10月2日～10月31日
対象者	市内在住18歳以上の市民2,000人	
回答者	581人（LoGo フォーム169人、郵送412人）	629人（郵送）
回収率	約29.1%	約31.5%

（2）アンケート結果

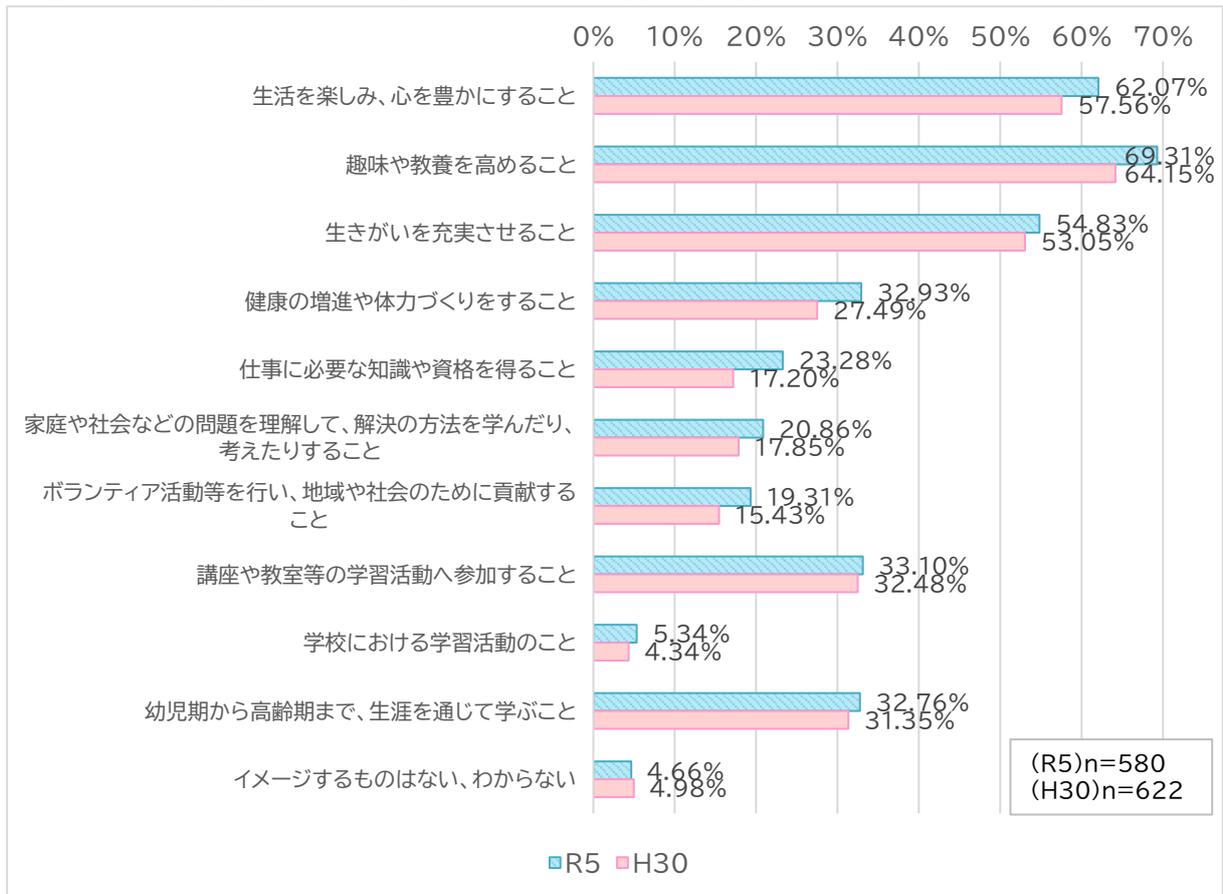
*nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示しています。

特に数字を示していない場合は、nは有効回答数です（(R5)n=581, (H30)n=629）

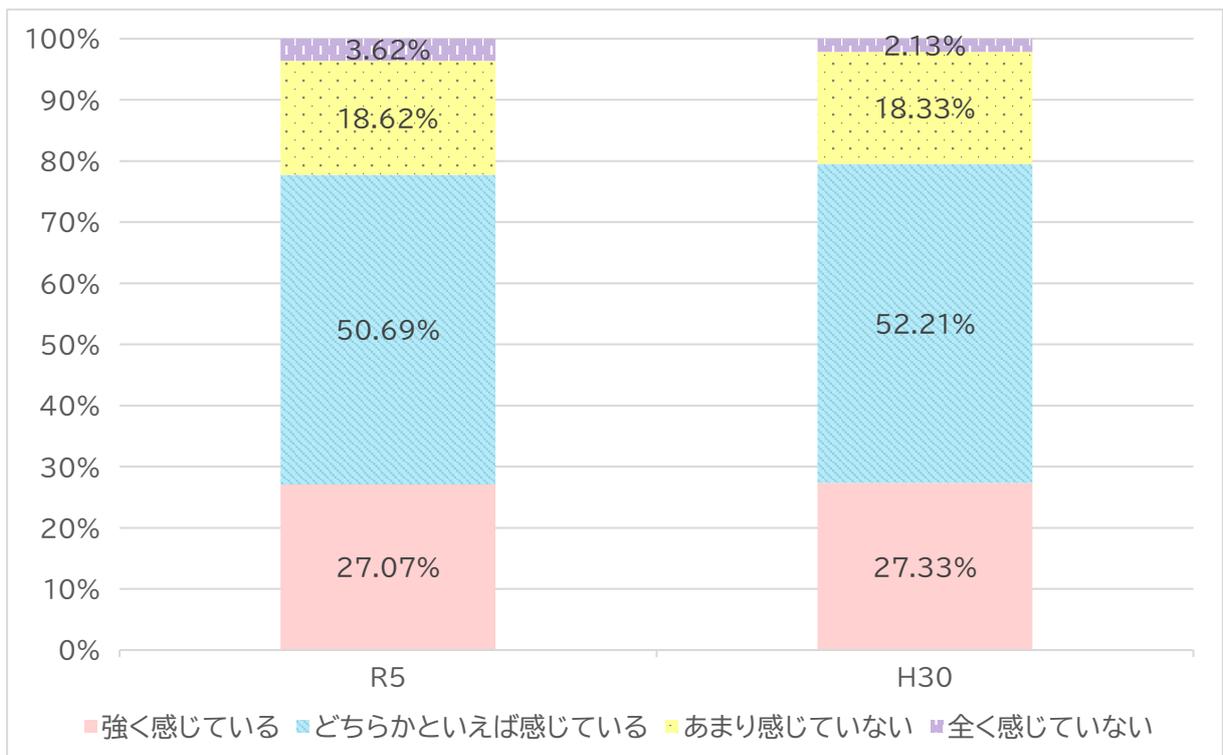
① 性別・年齢



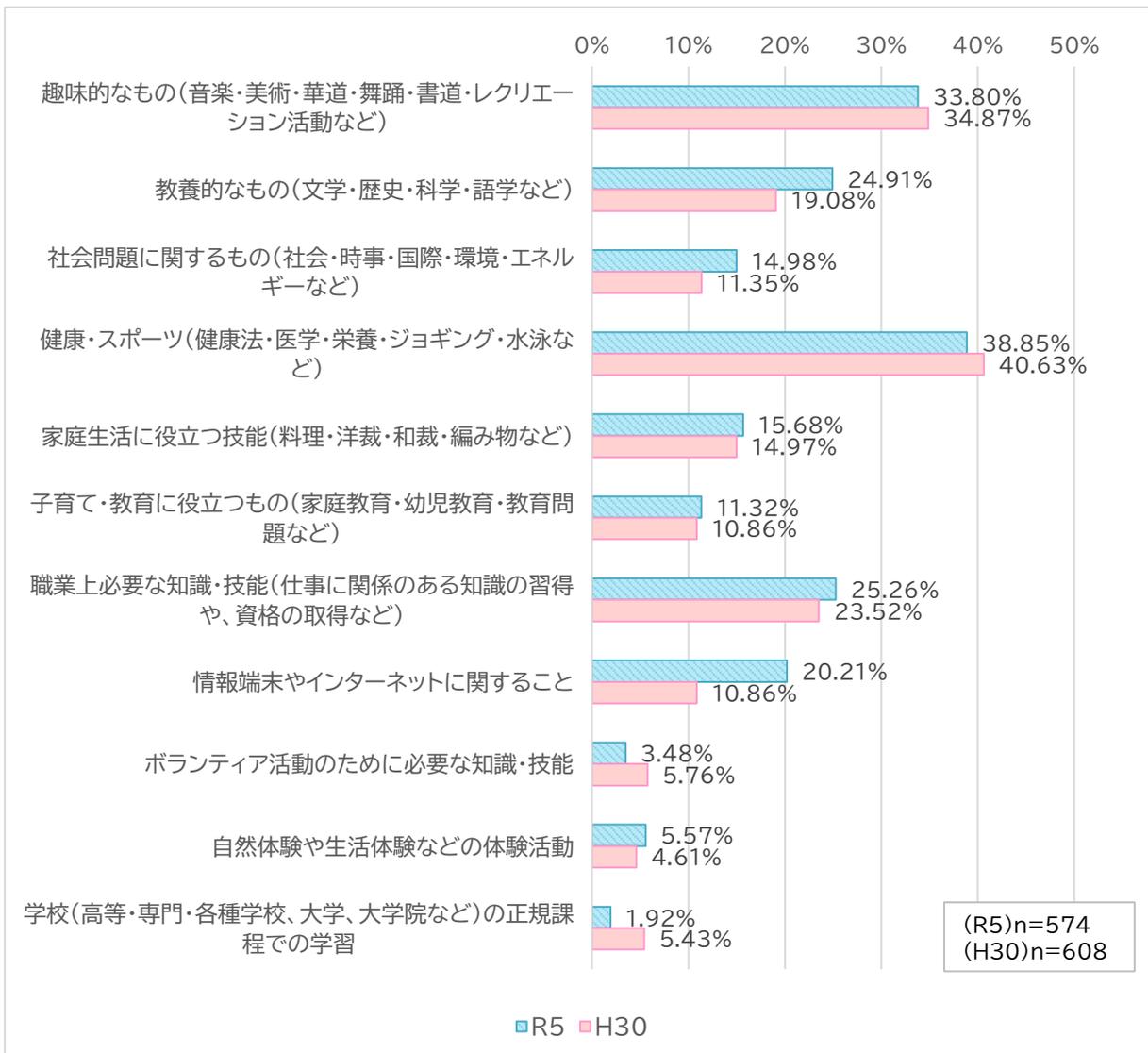
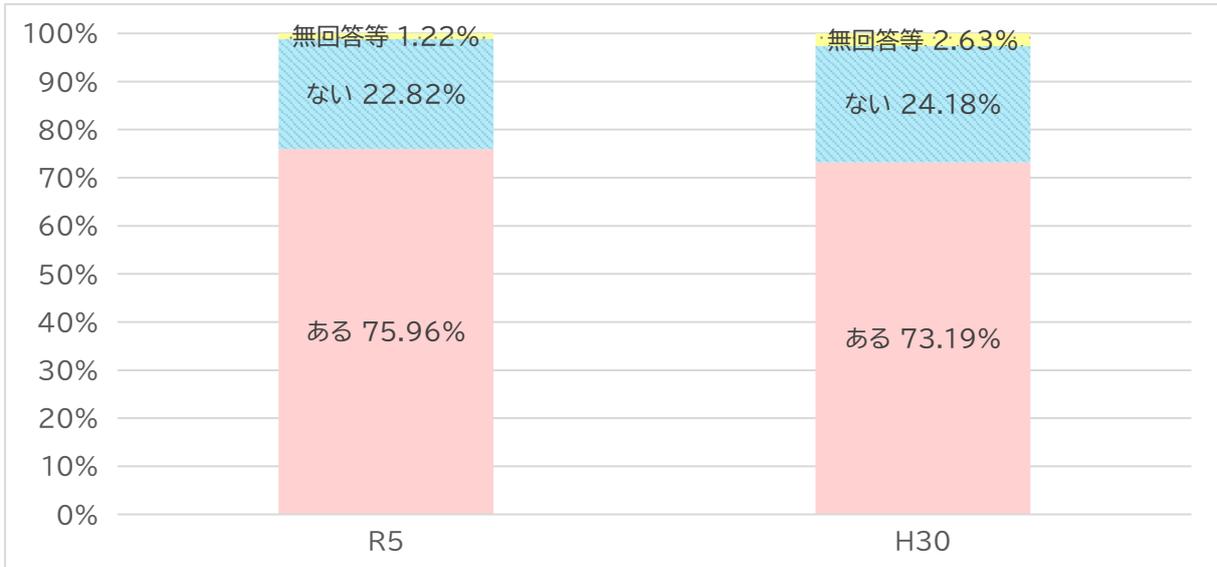
② 「生涯学習」という言葉のイメージ（複数回答）



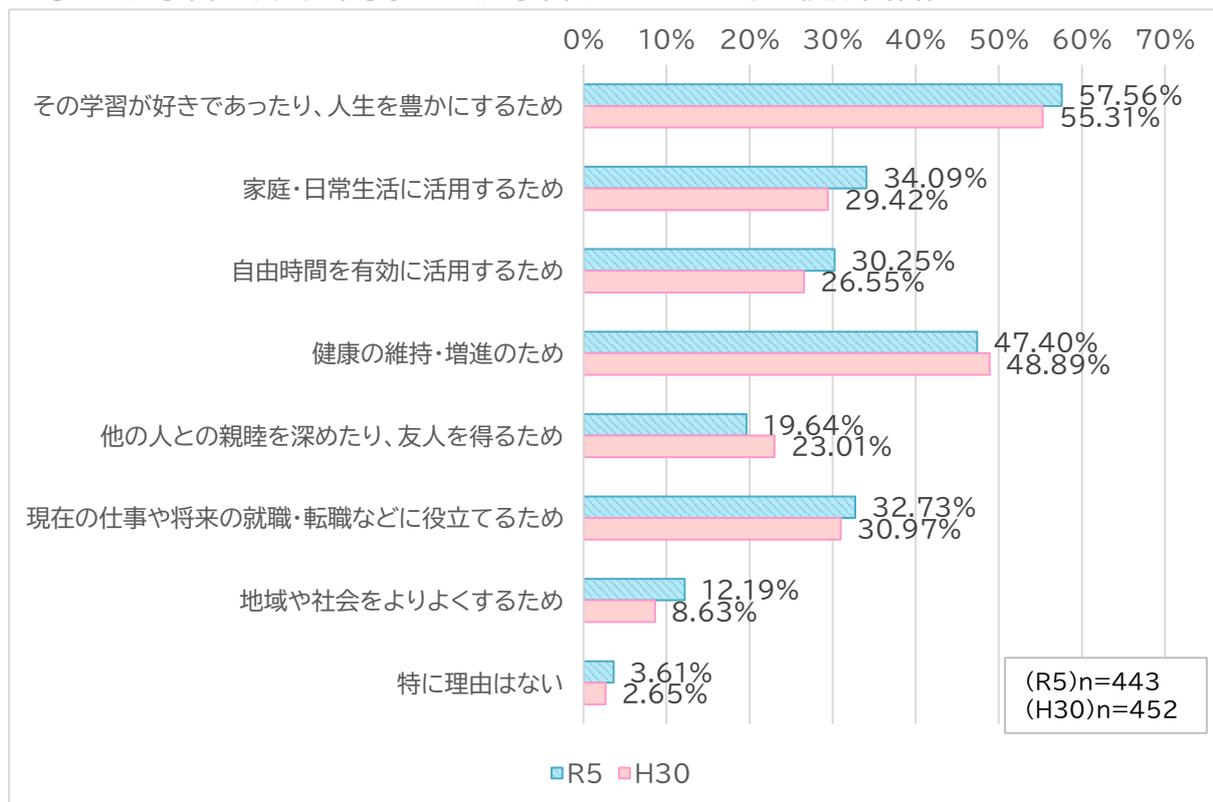
③ 生涯学習の必要性



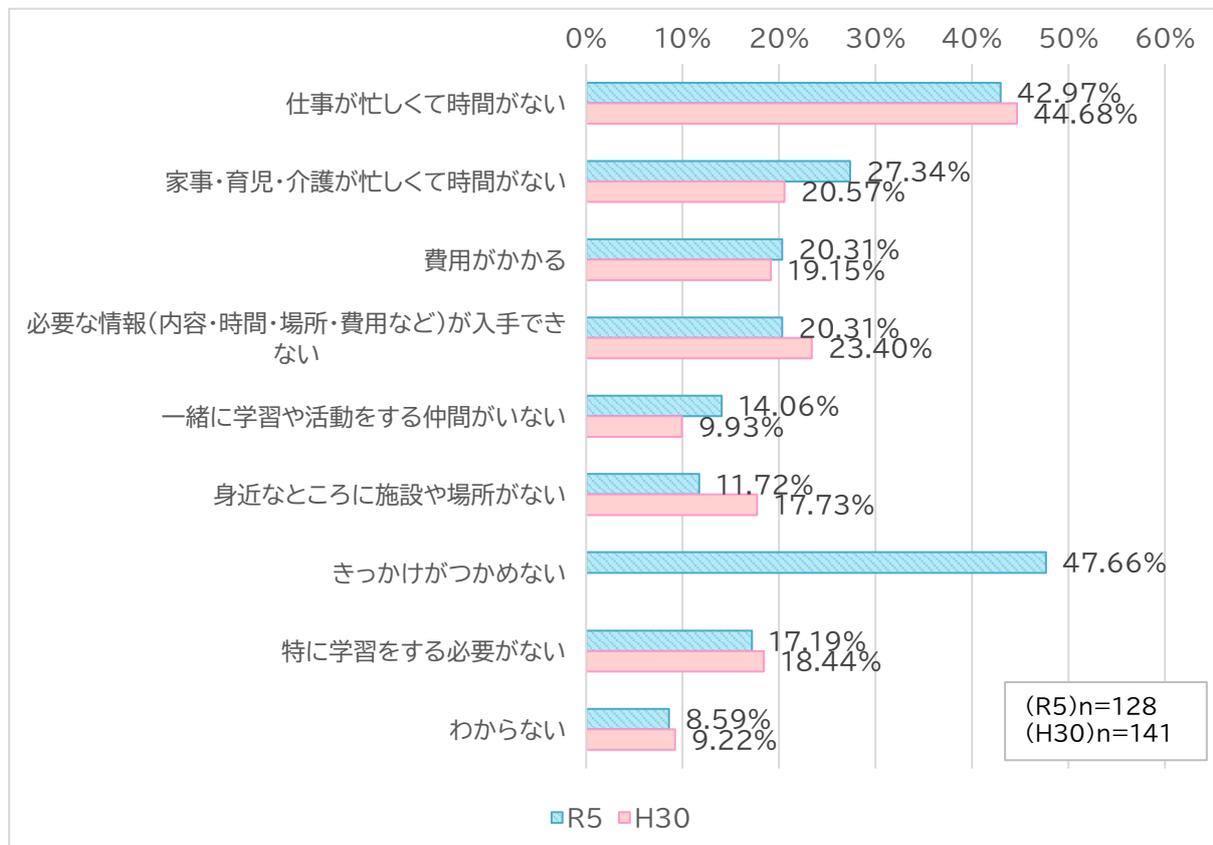
④ この1年間に何らかの生涯学習をした市民の割合と学習分野



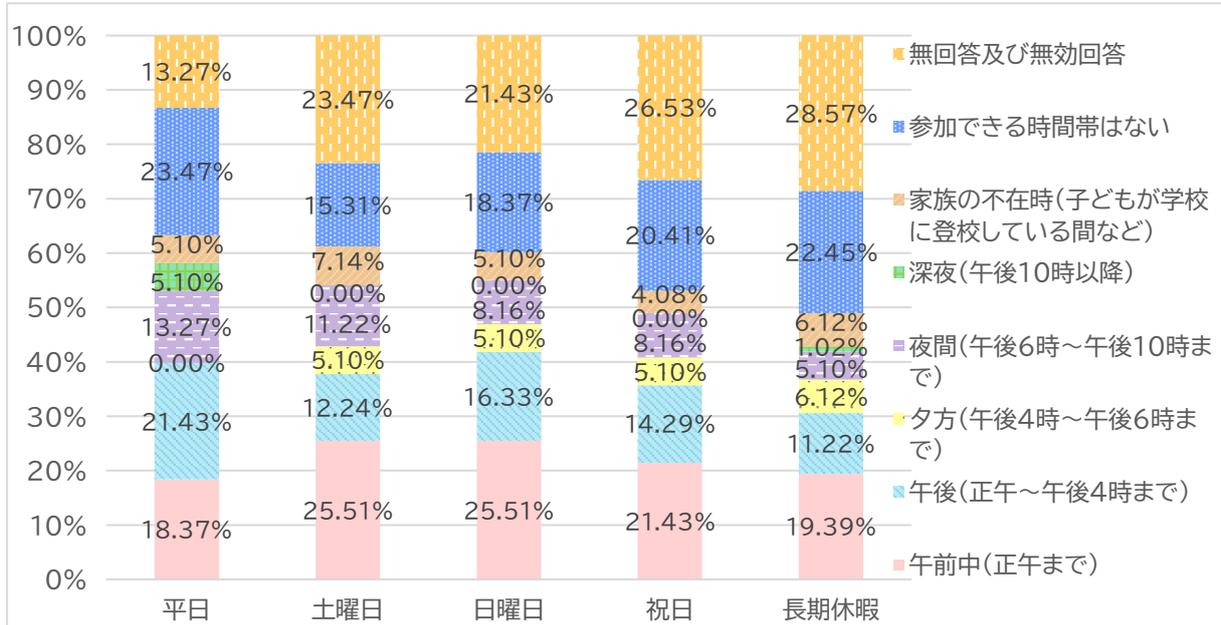
⑤ 生涯学習の目的（対象：生涯学習をしている方、複数回答）



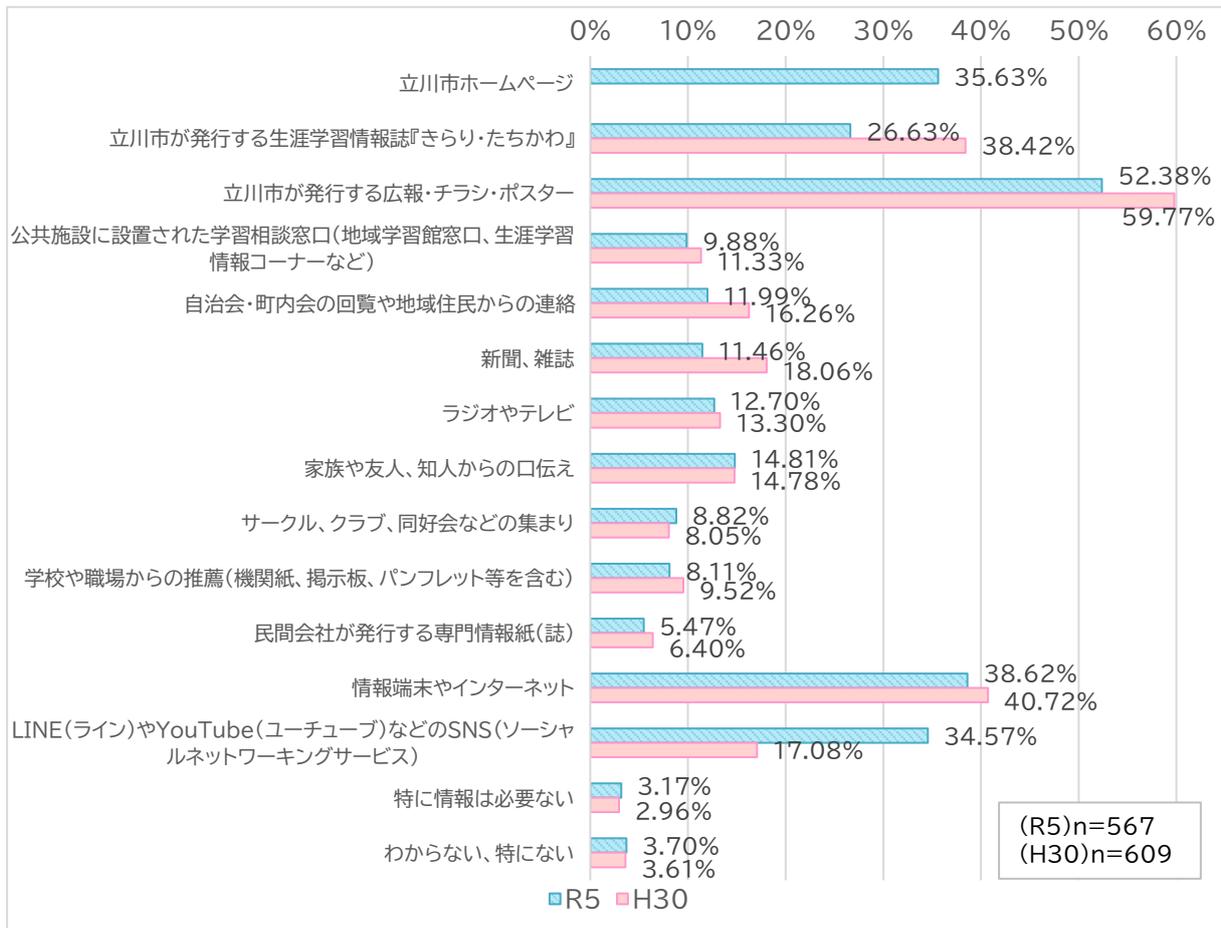
⑥ 生涯学習をしていない理由（対象：生涯学習をしていない方、複数回答）



⑦ 生涯学習をしていない方が、学習活動に参加しやすい時間帯・曜日など
 (対象：上記設問で「生涯学習をしたいとは思わない」「わからない」以外を回答した方)

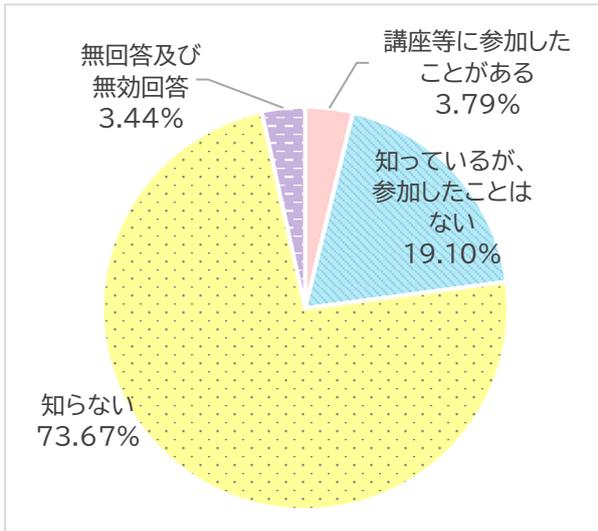


⑧ 希望する生涯学習情報の取得方法 (複数回答)

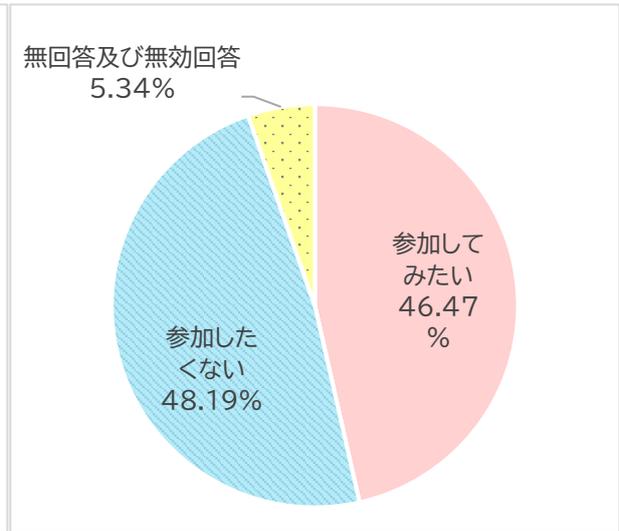


⑨ たちかわ市民交流大学の講座等について

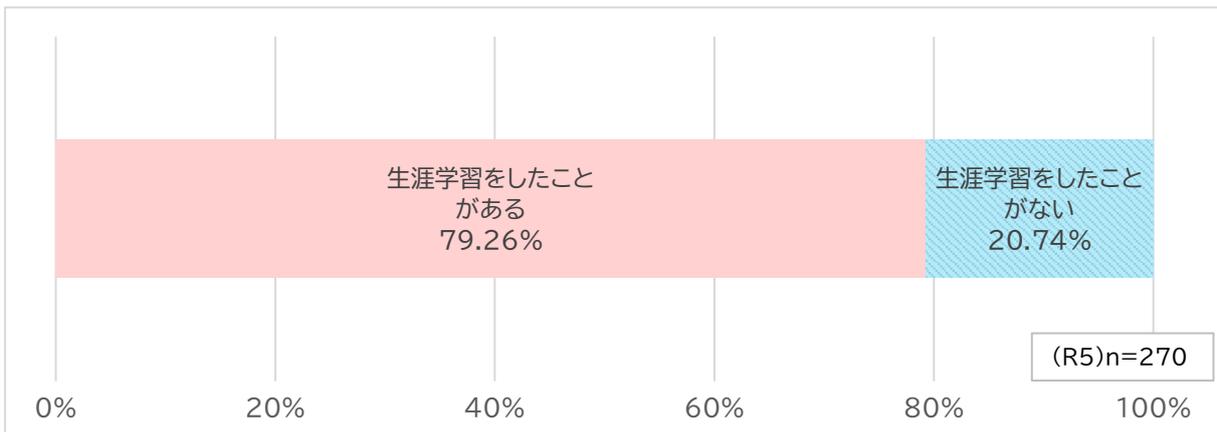
・認知度



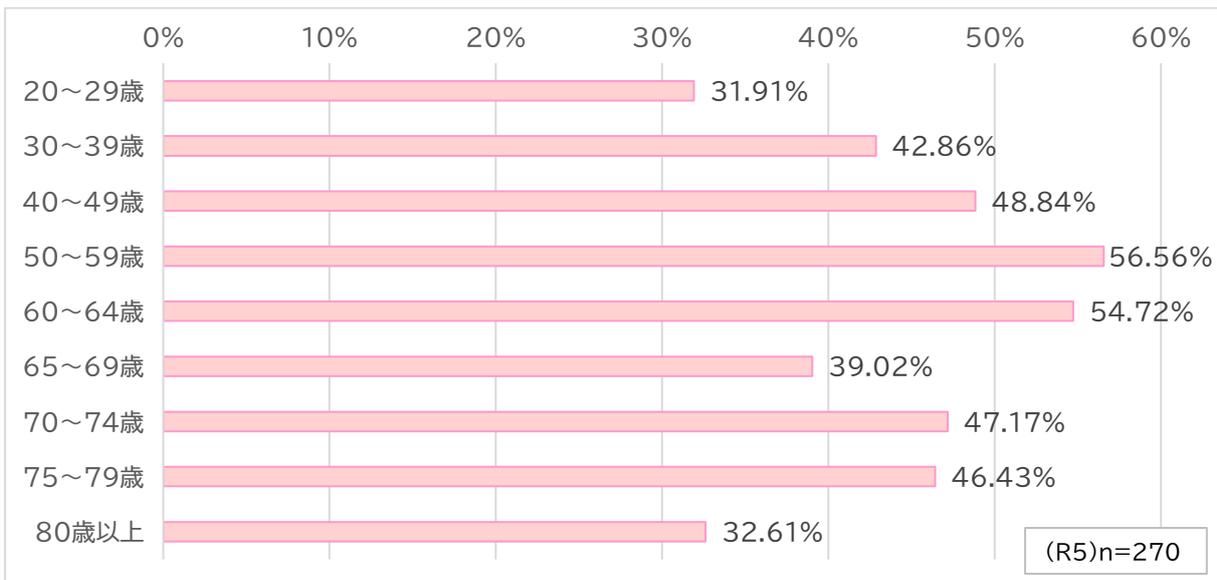
・参加の意向



・参加してみたい人の生涯学習活動の有無



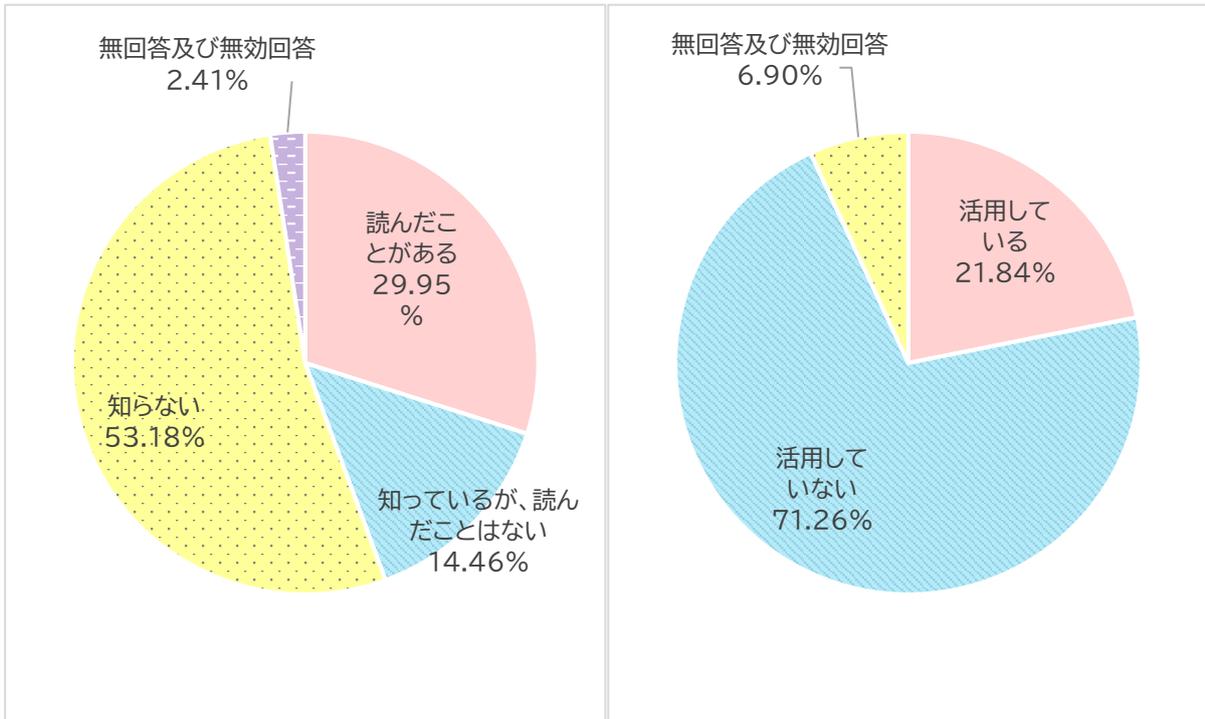
・参加してみたい人の年代の割合



⑩ 生涯学習情報誌『きらり・たちかわ』について

・認知度

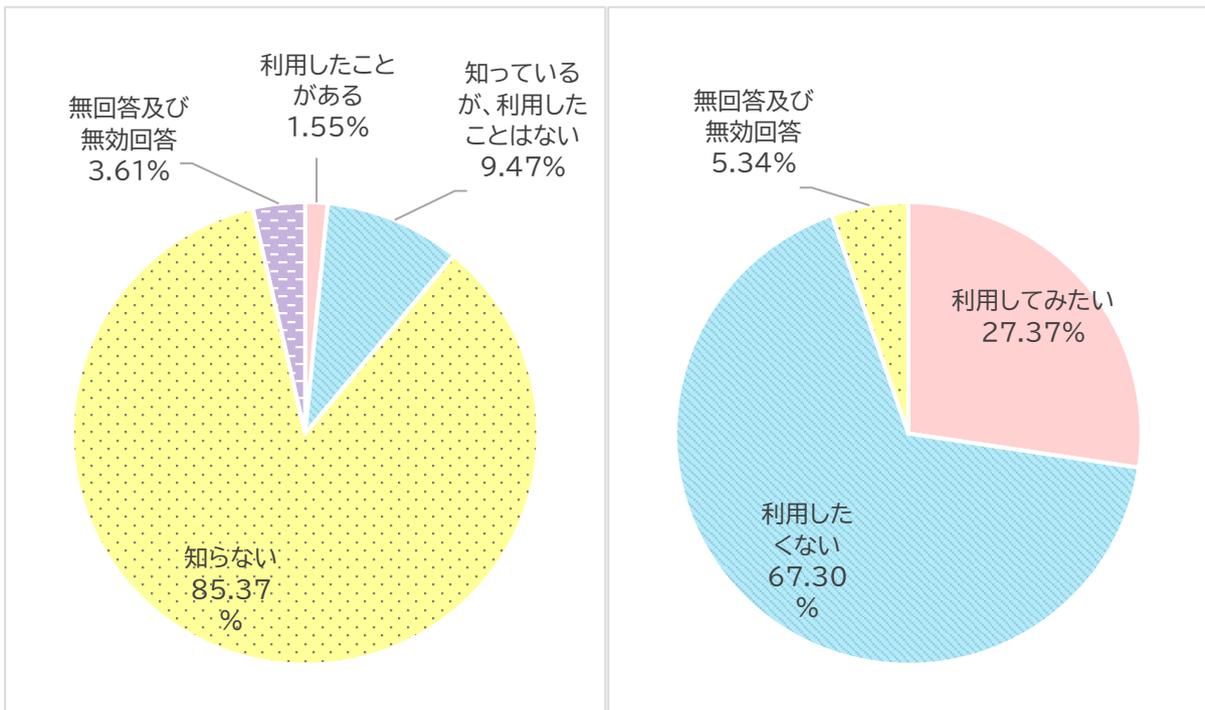
・活用の有無



⑪ 生涯学習市民リーダーについて

・認知度

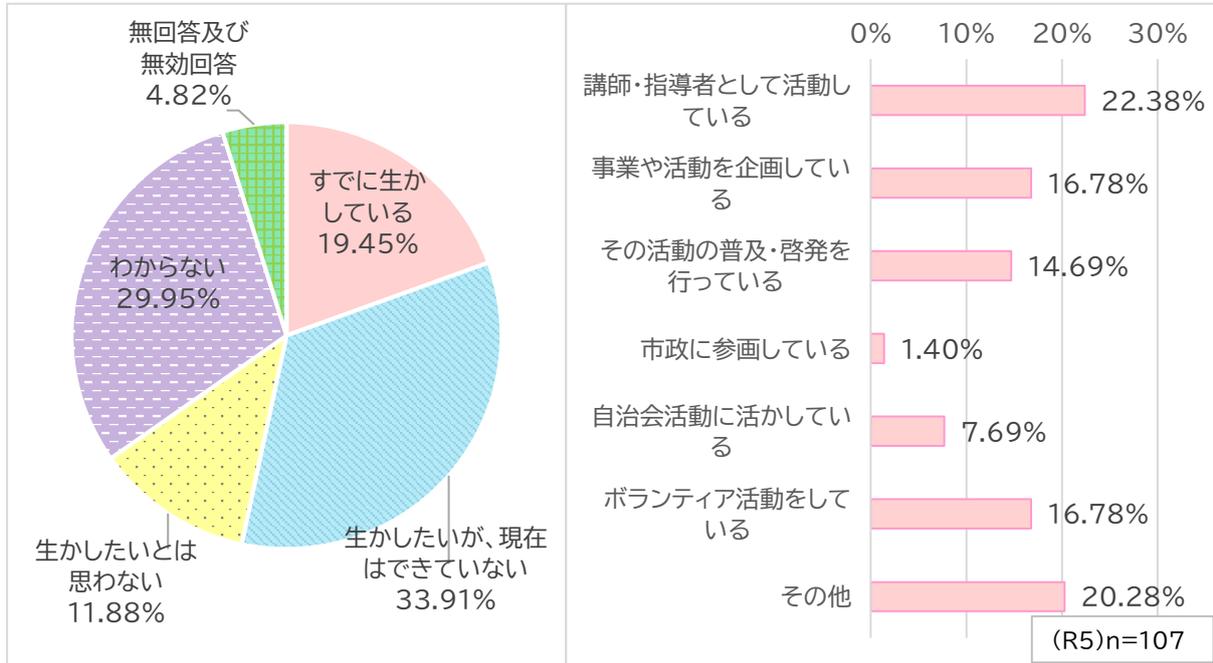
・利用の意向



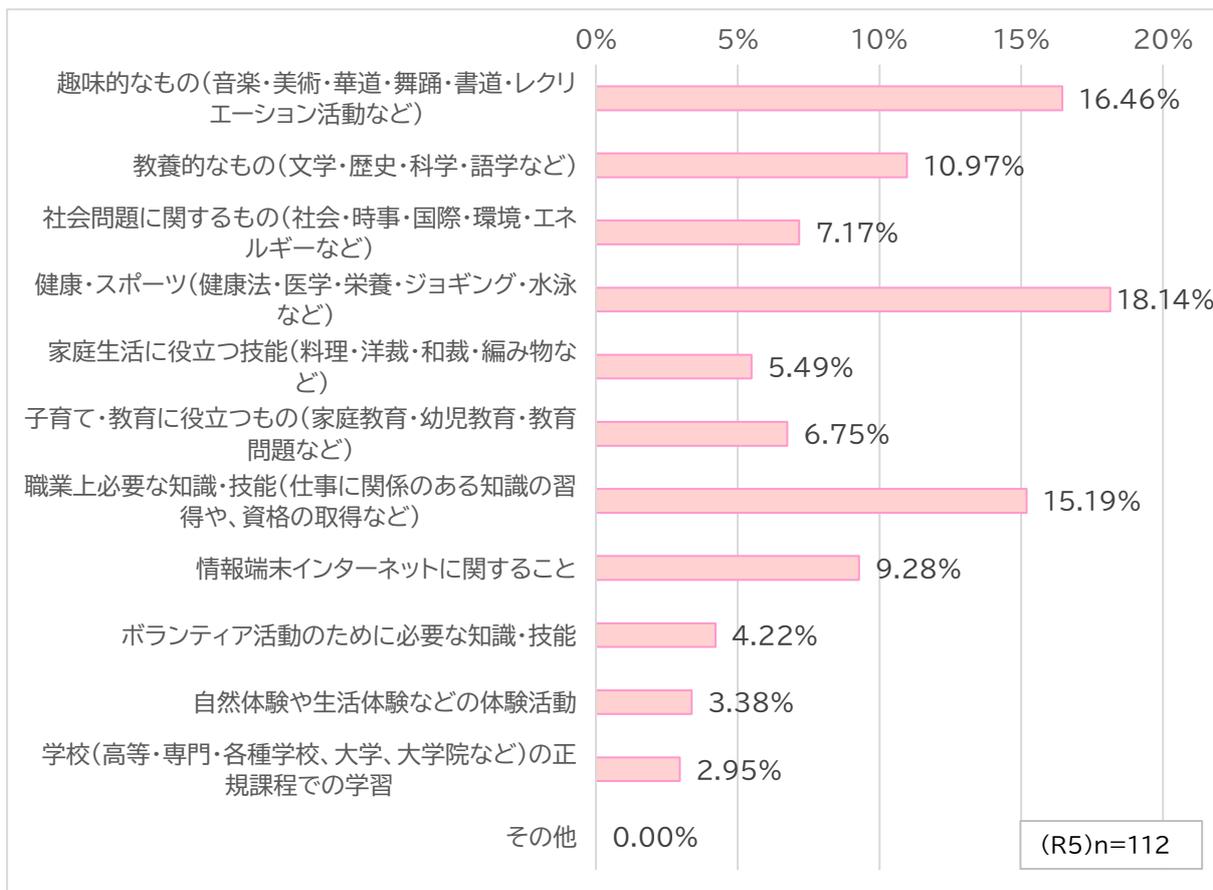
⑫ 生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験について

・地域や社会の活動に生かしたいか

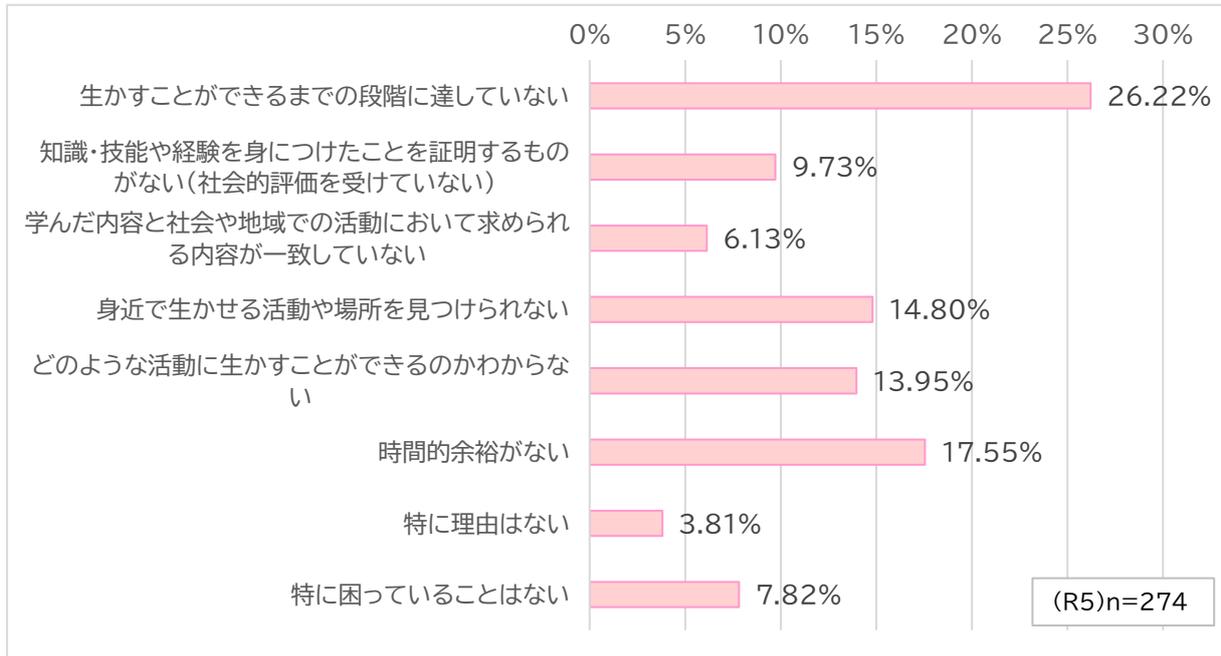
・どのように生かしているか (対象：すでに生かしている方)



・どのような分野で生かしているか (対象：すでに生かしている方)



・地域や社会での活動に生かすにあたり困りごとや生かすことができない理由(対象:すでに生かしている方、生かしたいが、現在はできていない方)



7 生涯学習推進センターの事務事業

(令和7(2025)年4月現在) (予定)

施策	基本事業	事務事業
学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	ネットワーク型の学校経営システムの構築	地域学校連携事業（地域学校協働本部事業） 学校支援ボランティア事業
生涯学習社会の実現	学習情報の発信	市民交流大学運営事業（周知・啓発）
		生涯学習活動推進事業
		第7次生涯学習推進計画策定事業
	学習の場と機会の提供	社会教育関係団体等の育成事業
		市民交流大学運営事業（企画運営委員会等事務、市民企画講座等）
		社会教育関係団体登録制度事務
		生涯学習市民リーダー登録制度事務
		青春学級事業
		高齢者対象事業
		プロジェクト事業
		地域学習館講座事業
		平和・人権学習事業
		地域学習館運営事業
		地域学習館維持管理
		生涯学習推進審議会事務
学習等供用施設管理運営		
八ヶ岳山荘管理運営		
文化芸術の振興	伝統的文化の継承	文化財保護審議会事務
		文化財保護事業
		歴史・民俗普及活動事業
		歴史民俗資料館施設管理
		古民家園施設管理
公共施設マネジメントの推進	持続可能な公共施設の展開	砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業

8 他課における主な生涯学習関連事業

(令和7(2025)年4月現在) (予定)

市民の生涯学習は、子どもから高齢者まで文字通り生涯にわたり、あらゆる場面でされるものです。そのため、この計画の範囲は、横断的な取組として、他課が進める多岐にわたる生涯学習関連事業も対象となります(他の計画に掲げられている事業の進捗管理は、各計画の中で行います。)

ここでは、他課事業の一部を例示しています。各課が行う具体的な事業などについては、他の個別計画などをご参照ください。

(*施策「生涯学習社会の実現」に取り組む図書館を筆頭に、教育委員会、市長部局の順で掲載しています。)

事務事業	事業内容・取組内容	担当課	該当する本計画の施策目標
子どもの読書活動の推進	児童図書サービスの充実	図書館	I
子どもの読書活動の推進	図書館講座・講演会の開催	図書館	I
子どもの読書活動の推進	学校と図書館の連携	図書館	I
子どもの読書活動の推進	子どもの読書に関わる団体との連携と活動支援	図書館	I
ビジネス支援ライブラリー事業	ビジネス支援サービスの実施	図書館・産業観光課	I
図書館事業管理運営	外国語資料の収集・提供	図書館	I
図書館事業管理運営	情報リテラシー支援サービスの実施	図書館	I
図書館事業管理運営	中央図書館・地区図書館の運営	図書館	III
図書館事業管理運営	図書館の地域活動への参加	図書館	III
障害者サービス事業	音訳者などの養成	図書館	III
保全計画に基づく小(中)学校施設改修事業	小・中学校校舎の改修・修繕	教育総務課	III
小(中)学校普通教育振興	学校図書館の活用	学務課	III
教育支援センター事業	教育支援センターの運営	指導課	I
学力向上事務	地域未来塾等の実施	指導課	I
校外活動	八ヶ岳自然教室などの実施	指導課	I
修学旅行・移動教室	修学旅行などの実施	指導課	I
教育研究事務	教員の専門性を高める研修会・研究の実施	指導課	III
地域学校連携事業	学校と地域の連携による学校運営と学校教育の推進	指導課	III

事務事業	事業内容・取組内容	担当課	該当する 本計画の 施策目標
特別支援教育の推進他	特別支援教育充実に向けた整備事業の推進	教育支援課	I
食育支援事業	学校給食を活用した食育支援や情報発信の実施	学校給食課	I
男女平等参画と人権の意識づくり 他	男女平等参画推進のための市民企画活動事業・意識啓発事業の実施	男女平等参画課	I
ワークライフバランスの推進のための意識啓発事業他	父親対象講座の開催	男女平等参画課	I
防災訓練推進事業	防災訓練の推進	防災課	I
避難所運営支援事業	避難所運営連絡会の開催	防災課	I
消費生活講座事業	消費生活講座の開催	生活安全課	I
体験型市民農園整備事業	体験型農園施設整備事業の実施	産業観光課	III
体験型市民農園整備事業	援農ボランティアの発掘と支援	産業観光課	III
多文化共生関連事業	多文化共生事業の実施	市民協働課	I
外国人のための日本語教室	外国人のための日本語教室の開催・子ども日本語教室の開催	市民協働課	I
市民活動センター事業	ボランティア・市民活動センターとの連携	市民協働課	I
協働のまちづくり推進事業	協働のまちづくり推進事業補助金制度の充実	市民協働課	III
自治会等への支援事業	自治会・自治会連合会との連携	市民協働課	III
市民文化祭事業・立川市地域文化振興財団事業	文化イベントの開催（市民文化祭やたちかわ楽市など）	地域文化課	I
文化芸術のまちづくり協議会支援事業	文化芸術のまちづくり条例に基づく施策の展開	地域文化課	III
文化行政の推進事務	フェアレ立川アートの活用	地域文化課	III
文化行政の推進事務	立川シアタープロジェクト（市民創作ゼミ）	地域文化課	III
市史編さん事業	市史編さん	地域文化課	III
スポーツ普及奨励活動事業	スポーツ普及事業の推進	スポーツ振興課	I
スポーツ普及奨励活動事業	市民健康づくり事業の推進	スポーツ振興課	I
屋外体育施設管理運営	スポーツ施設の改善	スポーツ振興課	III
学校開放事業	学校施設利用の促進（校庭や体育館の開放）	スポーツ振興課	III

事務事業	事業内容・取組内容	担当課	該当する 本計画の 施策目標
スポーツ普及奨励活動事業	地域スポーツクラブ（地区体育会）の支援	スポーツ振興課	Ⅲ
子育て支援啓発事業	親支援プログラムの実施	子ども家庭支援センター	Ⅰ
子育てひろば事業	子育てひろばの充実	子ども家庭支援センター	Ⅲ
児童館民間運営事業	児童館事業の推進	子ども育成課	Ⅰ
学童保育所管理運営・民間学童保育所管理運営事業	学童保育所事業の推進	子ども育成課	Ⅰ
子ども育成活動事業	子ども育成活動事業の推進	子ども育成課	Ⅰ
放課後居場所づくり事業	子どもの居場所づくり事業の推進	子ども育成課	Ⅰ
青少年健全育成推進事業	青少年の健全な環境づくり事業の推進	子ども育成課	Ⅰ
成人を祝うつどい事業	成人を祝うつどい（成人式）の実施	子ども育成課	Ⅰ
子ども・若者自立支援ネットワーク事業	社会生活上の困難を抱える子どもや若者の支援	子ども育成課	Ⅰ
公立／民間保育所運営・私立幼稚園指導監督 他	幼児教育の支援	保育課	Ⅰ
公立／民間保育所運営・私立幼稚園指導監督 他	地域子育て・家庭教育支援機能の強化	保育課	Ⅲ
社会参加と生きがいづくり促進事業	立川市シルバー大学の実施	福祉総務課	Ⅰ
社会参加と生きがいづくり促進事業	保健講座の実施	福祉総務課	Ⅰ
市民農園事業	市民農園事業の実施	福祉総務課	Ⅰ
福祉会館等管理運営事業	福祉会館を高齢者の憩い、交流等の場として提供	福祉総務課	Ⅰ
高齢者就労生きがい支援事業	高齢者就労生きがい支援センターの管理	福祉総務課	Ⅰ
包括的支援事業（地域包括支援センター事業）	地域包括支援センター事業の実施	高齢福祉課	Ⅲ
障害者支援啓発事業	支援者向け学習会の実施	障害福祉課	Ⅰ
健康教育事業	生活習慣病予防教室の開催	健康推進課	Ⅰ
パパママ学級事業	妊婦とパートナーを対象とした教室	健康推進課	Ⅰ
離乳食準備教室事業	離乳食準備教室の実施	健康推進課	Ⅰ

事務事業	事業内容・取組内容	担当課	該当する 本計画の 施策目標
環境啓発事業	環境学習への支援	環境対策課	I
ごみ減量の推進	ごみ処理施設見学の受け入れ	ごみ対策課	I
ごみ減量の推進	小学校への出張授業	ごみ対策課	I
ごみ減量の推進	分別・減量・リサイクルに関する出 前説明会の開催	ごみ対策課	I
啓発推進事業	選挙啓発講演会の開催	選挙管理委員会	I

9 生涯学習関連施設

(令和7(2025)年4月現在) (予定)

	名称	所在地
	生涯学習推進センター (生涯学習情報コーナー)	曙 町 2-36-2
地域学習館	柴崎学習館 砂川学習館(現在工事中) 西砂学習館 高松学習館 錦学習館 幸学習館	柴崎町 2-15-8 砂川町 1-52-7 西砂町 6-12-10 高松町 3-22-5 錦町 3-12-25 幸町 2-1-3
学習等 供用施設	滝ノ上会館 こんぴら橋会館 高松会館 若葉会館 こぶし会館 羽衣中央会館 天王橋会館 柴崎会館 さかえ会館 西砂会館 上砂会館	富士見町 4-16-10 砂川町 3-26-1 高松町 2-25-26 若葉町 3-34-1 幸町 5-83-1 羽衣町 2-26-7 一番町 3-6-1 柴崎町 1-16-3 栄町 4-6-2 西砂町 5-11-13 上砂町 1-13-1
歴史 民俗	歴史民俗資料館 川越道緑地古民家園	富士見町 3-12-34 幸町 4-65
図書館	中央図書館 柴崎図書館 上砂図書館 幸図書館 西砂図書館 多摩川図書館 高松図書館 錦図書館 若葉図書館	曙町 2-36-2 柴崎町 2-20-5 上砂町 1-31-1 幸町 5-83-1 西砂町 6-12-10 富士見町 6-51-1 高松町 3-22-5 錦町 3-12-25 若葉町 3-34-1
体育施設	泉市民体育館 柴崎市民体育館 立川公園陸上競技場 コトブキヤスタジアム 見影橋公園野球場(陸上競技場兼用) 泉町野球場 多摩川緑地野球場 中里野球場 一番町少年野球場 砂川中央地区北野球場 砂川中央地区東野球場 明治安田 TACHIKAWA フィールド(フットサル場兼用) 泉町庭球場	泉町 786-11 柴崎町 6-15-9 錦町 6-29-62 錦町 6-29-62 砂川町 3-12-1 泉町 786-13 柴崎町 5-11 先 西砂町 3-47 一番町 6-17 砂川町 5-25-1 砂川町 1-27-1 錦町 5-20 泉町 786-7

	名称	所在地
	西砂庭球場	西 砂 町 3-68
	砂川中央地区庭球場	砂 川 町 1-41-5
	泉町ゲートボール場	泉 町 786-7
	砂川中央地区ゲートボール場	砂 川 町 1-42-6
	砂川中央地区東ゲートボール場	砂 川 町 1-61-4
	立川公園新堤防運動広場	錦 町 5-20
	中里多目的運動広場	西 砂 町 3-47
	砂川中央地区多目的運動広場	砂 川 町 1-54-1
	砂川中央地区北多目的運動広場	砂 川 町 5-12-1
	練成館	柴 崎 町 1-5-7
その他	女性総合センター・アイム	曙 町 2-36-2
	子ども未来センター	錦 町 3-2-26
	たましん RISURU ホール（市民会館）	錦 町 3-3-20
	たまがわ・みらいパーク	富士見町 6-46-1
	八ヶ岳山荘	山梨県北杜市高根町清里 3545-1

（参考）立川市立小中学校一覧

	名称	所在地
小学校	第一小学校	柴 崎 町 2-20-3
	第二小学校	曙 町 3-23-1
	第三小学校	錦 町 3-4-1
	第四小学校	富士見町 4-4-1
	第五小学校	高 松 町 1-12-25
	第六小学校	羽 衣 町 2-29-22
	第七小学校	錦 町 5-6-43
	第八小学校	幸 町 2-1-1
	第九小学校	上 砂 町 2-18-1
	第十小学校	柏 町 1-31-1
	西砂小学校	西 砂 町 2-34-2
	南砂小学校	柴 崎 町 2-2-1
	幸小学校	幸 町 5-68-1
	松中小学校	一 番 町 5-8-5
	大山小学校	上 砂 町 1-5-33
	柏小学校	柏 町 4-8-4
	上砂川小学校	上 砂 町 5-12-2
新生小学校	富士見町 6-69-1	
若葉台小学校	若 葉 町 1-13-1	
中学校	立川第一中学校	柴 崎 町 1-3-4
	立川第二中学校	曙 町 3-29-46
	立川第三中学校	羽 衣 町 3-25-6
	立川第四中学校	幸 町 5-49-1
	立川第五中学校	上 砂 町 3-27-1
	立川第六中学校	泉 町 786-16
	立川第七中学校	西 砂 町 6-28-3
	立川第八中学校	富士見町 7-24-1
	立川第九中学校	若 葉 町 3-19-5

10 用語解説

番号	掲載ページ	用語	説明
*1	1	生涯学習	教育基本法第3条では、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されている。一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。「生涯学習社会」とは、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指す。
*2	1	立川市生涯学習推進審議会	市民の生涯学習の振興を図るため、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進にかかる施策について調査審議・答申を行うことなどを目的とする市長の諮問機関。平成28(2016)年度から審議会委員が立川市社会教育委員を兼ねることとなっている。
*3	2	社会教育	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう(社会教育法第二条より)。社会において、自治体や公的機関、博物館、図書館あるいは大学などが公的に誰でも参加できる形で提供する学習機会のことであり、「生涯学習」に包含され、「学校教育」「家庭教育」と並ぶものとされる。
*4	2	社会教育関係団体	法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの。(社会教育法第十条)
*5	2	たちかわ市民交流大学	17ページを参照。
*6	2	ウェルビーイング	well(よい)とbeing(状態)からなる言葉で身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
*7	2	デジタルトランスフォーメーション(DX)	AI, IoT, ビッグデータ等のデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活やビジネスをより良いものへと変革すること。
*8	2	中央教育審議会	平成13(2001)年1月に文部科学省に設置された諮問機関。教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項や、生涯学習にかかる機会の整備に関する重要事項を調査審議し意見を述べることを主な所掌事務とする。生涯学習分科会など4の分科会が設置されている。
*9	2	リカレント教育	教育は義務教育や基礎教育だけで終わりではなく、生涯にわたって必要に応じて教育と就労を交互に行うことを勧める教育システム(生涯教育構想)のこと。リカレント(recurrent)は「反復、循環、回帰」を意味する。
*10	3	地域学校協働活動(地域学校協働本部)	文部科学省が推進する「地域学校協働活動」は、社会教育法に基づき、幅広い地域住民などが学校と協働して地域全体で子どもたちの学びや成長を支える様々な活動のこと。「地域学校協働本部」は、より幅広い層の地域住民・団体などが参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。
*11	3	社会教育主事	都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な助言・指導に当たる役割を担う。
*12	3	社会教育士	「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」により、令和2(2020)年4月から、社会教育主事講習の修了証書を授与された者に「社会教育士(講習)」、大学などにおける社会教育課程におい

番号	掲載ページ	用語	説明
			て科目の単位の全部を修得した者に「社会教育士（養成課程）」の称号が付与される。 「社会教育士」には、社会教育に関する専門的な学習成果を生かし、NPO や企業などの多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくりなどの社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。 なお、改正前の社会教育主事講習修了者及び大学での必要単位修得者は、改正により新設された「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目を受講することで「社会教育士」を称することができる。
*13	4	生涯学習指導協力者（生涯学習市民リーダー）	今までに蓄えた知識や経験、技術を持ち、それを地域や団体などで役立てたいと考えている方に登録していただき、指導者や講師として希望する団体に紹介する立川市の制度。
*14	4	施設予約システム	インターネットを利用して地域学習館やその他施設の予約や空き状況の確認を行うことができるシステムのこと。
*15	4	地域学習館運営協議会	地域学習館の運営のために設置した市民参加組織で、市民と行政とが協働して地域学習館の講座企画運営などを行う。
*16	4	学社一体	学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両社の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方である「学社融合」を、より一層の連携を推進するための理念のこと。（立川市独自の表現）
*17	12	デジタル・デバイド	インターネットやコンピュータ等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる社会的格差（情報格差）のこと。
*18	13	共学・協働	まちづくりなどにおいて、市民と行政が手を携えて取り組む「協働」をさらに一歩進め、市民と行政が共に学びあいながら協働すること（立川市独自の表現）。
*19	13	社会的包摂	多様な背景を持つ人々が孤立・排除されることなく、社会参加の機会を有し、保証されることで地域社会の一員として支え合いながら学び合う考え方のこと。
*20	17	産官学	産業界（民間企業）・官公庁・教育機関のこと。
*21	20	知縁・学縁	生涯学習活動において、同じ学びの場や機会を通して人々が結びつくこと（立川市独自の表現）。
*22	21	青春学級	柴崎学習館が実施している、中軽度の知的障害のある方々のための仲間づくりやレクリエーションを目的とした通年の学級活動。
*23	21	プロジェクト事業	家庭教育講座、子ども対象講座、多文化共生講座など、急激な社会変化に対応した現代的課題や社会教育に沿った事業について、職員間でチームを組みプロジェクト形式で実施すること。また、立川市民科に沿った講座や市民力向上を目指した講座を実施すること。 なお、プロジェクト事業（一般）とあるのは、特定の課題をテーマにしたものではなく、全プロジェクトで対応するものをいう。
*24	24	指定管理者	地方自治体の設置する公共施設の効率的な経営を行うため、管理者として指定を受けた民間企業や公益法人、NPO 法人などをいう。
*25	28	立川市動画チャンネル	市の PR 動画やお知らせなどを随時発信する YouTube の立川市公式チャンネルのこと。
*26	35	地域学校コーディネーター	地域学校協働本部の活動を円滑に行うため、学校における教育活動等の支援の総合的な調整役のこと。

立川市第7次生涯学習推進計画

令和7(2025)年●月発行

発行 立川市教育委員会

〒190-0012

東京都立川市曙町2-36-2

ファール立川センタースクエア4階

電話 042-527-5757

FAX 042-528-6806

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター